

平成29年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月15日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 5号 平成29年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 6号 平成29年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 請願第 4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する
請願書
- 日程第11 請願第 5号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意
見書」採択に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出につ
いて

出席議員（11名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君

8番 土井茂夫君
10番 石井芳清君
12番 小川征君

9番 大野吉弘君
11番 高橋金幹君

欠席議員（1名）

7番 伊藤博明君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	浅野祥雄君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	吉野信次君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	殿岡豊君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	埋田禎久君
会計室長	岩瀬晴美君		

事務局職員出席者

事務局長 渡辺晴久君 主 事 鶴岡弓子君

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

議事日程について、石田町長から平成29年御宿町一般会計補正予算（第2号）が追加提出されたため、議会運営委員会を開催し、日程第9、議案6号を追加しました。本日の日程については、改めて配付してあります。よろしくお願いいたします。

伊藤博明君から、会議規則第2条の規定による欠席届の提出がありました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴に当たっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

ここで、石田町長から発言を求められておりますので、議案第6号の提案理由の説明とあわせてこれを許可いたします。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 議案第6号 平成29年度御宿町一般会計補正予算案（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに244万4,000円を追加し、補正後の予算総額を35億4,424万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、この御宿町から始まりました、日本とメキシコ姉妹都市を結ぶテカマチャルコ市とアカプルコ市とのさらなる交流の発展を目指し、両市への表敬訪問や在墨法人を含め、現地の人々との友好交流に要する経費を追加いたしました。

なお、補正財源としましては、平成28年度の実質収支の見込みを勘案して、繰越金を追加いたしました。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

（午前 9時32分）

◎一般質問

○議長（大地達夫君） 日程第1、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問は認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長（大地達夫君） 通告順により、1番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（1番 瀧口義雄君 登壇）

○1番（瀧口義雄君） 瀧口です。

議長の許可がありましたので、通告に従い質問させていただきます。

1番、子育て支援について。

学童保育について、放課後児童クラブ、放課後子ども教室について、現在、御宿児童館で行われている放課後児童クラブを、現在使われていない旧御宿保育所で行うことはできないでしょうか。旧御宿保育所は、御宿小学校と隣接しております。フェンス1枚で同一敷地内になります。子どもの安全・安心という形の中でご検討願いたいと思います。旧御宿保育所の活用方針が決定していないなら、放課後児童クラブの開催場所として使うことはできないでしょうかというご提案でございます。旧御宿保育所は、昭和46年建設、延べ床面積897平米、耐震検査、アスベストの除去は完了しています。

また、続けて、高校生の定期購入補助について。

現在、御宿から高校や高専に通学している生徒数は、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。子育て支援として、高校生の通学に要する定期券の購入補助をご提案申し上げます。

また、JR御宿駅からいすみ鉄道大多喜駅、一宮駅、茂原駅、鴨川駅の概略の定期券代金を教えていただければと思います。

質問の趣旨は、御宿町は高齢化率が県下一の自治体でございます。社会保障、福祉、介護政策が高齢者に重きを置いているのも理解できます。各種検診事業、御宿版CCRC構想計画検

討支援517万円が、今回の老人福祉の補正で入っております。

また、データヘルス計画など、ほぼ施策は満杯の状況ではないでしょうか。例えば、検診など各種事業の利用率はどのくらいあるのでしょうか。高齢者の社会保障政策、社会福祉事業は何本くらいあるのでしょうか。

御宿に限らず自治体の施策は、高齢者にばかり目が向けられていますが、高齢者の社会福祉政策は大切ですけれども、しかし、それを支える役割を近い将来担う子ども、若者の存在も不可欠でございます。このままでは、もう少子化はどんどん進んでいってしまいます。県・国の政策のけつを追っかけるだけでなく、御宿町の創意工夫のある、将来像を見詰めた御宿町独自の子育て支援が必要ではないでしょうか。御宿町においては、16歳から18歳までの医療補助があるだけではないでしょうか。高校の授業料は、条件はありますが無償ということになっております。多くの保護者は、本当に身を削る思いで頑張っております。16歳から18歳までの政策は、空白と言っていいのではないのでしょうか。空白というのは無策と同じということですよ。すぐ財源のことを言いますが、やるかやらないかだけですよ。

3月17日にこの補正の補正が上がりましたけれども、3月17日に上がって、けさ244万円使えるような町ですから、財源のことは全く考えておりません。

この年代を所管、担当する課はどこでしょうか。教育委員会に社会教育班というのがございますけれども、所掌を見ても入っておりません。この年代は全く空白です。

子育て支援は定住化策の大切な柱です。暮らしやすく育てやすい町、多くの課題があっても、そういう町は必ず乗り越えられていきます。

それと、これも意見ですけれども、せつかく5億7,000万円かけてつくったこども園も、日曜・祭日は休園です。今年は新しく土曜日が一日フルタイムという形で、新しい形をとっていただきました。働き方、子育ても時代とともに変わっています。政策がついていっていないのではないのでしょうか。時代の先取りが当然行政では必要です。土日休めるのは公務員だけではないのでしょうか。特に保育所関係はサービス産業だと私は認識しております。

そういう中で、こども園、放課後児童クラブの日曜・祭日に活用しての利用者の実態調査を始めてはいかがでしょうか。それと、実費5,000円、夏季7,000円の、これはちょっと負担が高いのじゃないか。本人の口に入るものだとすることは承知しております。

それと、福祉課への補助でございますが、健全な子どもを育成する、育てるとというのが主な目的というのは福祉課のあれでわかりますけれども、本来は、生徒・児童は教育委員会の所掌ではないのでしょうか。政策補助は福祉ですけれども、教育課がかかわってしかるべきではない

でしょうか。下校した後はちょっと関知しませんということはいかがなものでしょうか。品川区の小学校、すまいるスクールを教育長も多分視察に行っていると思うんですけれども、そういうことを勘案していただければと思っています。

また、公民館でやっておる放課後子ども教室ですね。これは実谷、布施地区の子どもはどう対応しているのでしょうか。

それと、子どもの健全育成というのが放課後児童クラブの主たる目的で、週6日で午後2時から6時半まで、また、違う日は8時から6時半までという中で、教育課のほうで関与していただければ、例えば英語の外人講師、習字、絵画、囲碁、将棋——今将棋はブームになっております。それは別としても、独自の教室、また、勉強の補助等にこの大変貴重な時間を、子どもたちが遊ぶだけではなくて、そういう形がとれるのではないのでしょうか。

それともう一点、新しいこども園ができて、定数もここにもらっておりますけれども、まだ大変余裕がございます。126名と、ゼロ歳児が2名という中で、あとは1歳児15名、2歳児16名で33名ということでございますけれども、聞くところによると、誰でも待機児童でなくて済むのが御宿町の方針だと、町民に寄り添って、土井議員が町民ファーストだという言い方をしていますけれども、断られたと言う人が出ております。やっていることと言っていることが違ってきているのではないかなと。それも、一番手のかかるのはわかるんですよ。定数は保育士1人に園児3人までと、それはなかなか現実的に無理な話で、1人の保育士が赤ちゃん3人見るというのは、三つ子だって無理ですよ、自分の子でも。そういう中で、体制自体がおかしいんですよ。ローテーションを組んで入っているという話は聞いております。それでも、この定数欠なんですよ。そういう状態に置かれているのを町長はご存知ですか。この欠員、待機児童、御宿はゼロだと自慢しているじゃないですか。自慢しているそばからそういう形。これは子育て支援の中でお聞きしておりますので、順次お答え願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、日曜保育を実施してはどうかというご提案ですが、こども園につきましては、本年度から土曜日の一日保育をスタートしたところですので、その状況を見ながら実態調査、アンケートについて協議したいと考えます。

次に、放課後児童クラブにつきましては、平成19年度から土曜日を開設しております。こちらにつきましても、土曜日の利用状況を参考に、今後アンケートについて協議したいと考えます。

次に、学童保育の保護者負担についてでございますが、当町の負担金は、夷隅郡市内では決

して高いほうではありませんが、子育て支援の観点から、軽減について検討させていただきます。

次に、放課後児童クラブを旧御宿保育所で行ってはどうかというご提案でございますが、旧御宿保育所は御宿小学校の隣地でありますので、子どもの下校において移動の負担も少なく、天候の悪いときも影響が少ないという利点があります。一方、施設につきましては、小学校高学年の利用もあるため、トイレの改修が必要となります。また、平成28年度末で46年が経過し老朽化していることから、維持管理費の負担が大きくなってくると考えられます。今後は、放課後児童クラブを旧御宿保育所で行うことを含めて、ほかの利活用方法についてもあわせて検討してまいりたいと考えます。

それから、待機児童というお話でございますが、3月に保育士の臨時職員を2名募集いたしました。1名は応募があり採用したんですが、1名が欠になっておりました。その後、4月に入りまして再度募集したんですが、応募がなかったという状況です。今後早急に手当てをして子どもを受け入れたいと思います。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。ちょっとすみませんね。臨時保育士、この報酬、交通費、待遇、どうなっておるのでしょうか。わからなかったら結構です。金井課長、お願いします。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 放課後児童クラブの運営につきまして、子どもたちがかかっているのが教育課がかかわるべきではないか、また、品川区のすまいるスクールの件にあわせてまして回答させていただきます。

まず、品川区で行っているすまいるスクールは、学童保育とはまた別で、放課後子ども教室推進事業という位置づけでやっておりますので、今、御宿町の公民館で実施しております放課後子ども教室と同じ位置づけのものでございます。ただ、対象年齢が御宿町は3年生までと短い学年でくくってしまっておりまして、品川区のほうは全児童を対象にしているというところが違いとして出てきております。

放課後児童クラブのほうは、確かに対象が子ども、小学生が対象となっておりますが、児童福祉法、社会福祉法に位置づけられておりまして、就労家庭の対策ということの側面も有しておりますので、両親が共働きであったりとか、母子・父子家庭といったような、そういった保護者の要件がついてしまいます。ただ、現在、学校週休2日制になっておりまして、全ての子どもたちが子どもたちだけで過ごす時間が増えておりますので、そういった子どもたちの居場

所をつくることを目的に、現在、公民館で放課後子ども教室を実施しております。

ただ、今、議員がご提案いただきましたとおり、非常に限られた時間で、限られた対象者でやっておりますので、そういった子どもたち全てをフォローする状況に今ありません。今後、制度の趣旨といたしましては、6年生まで全てを対象に実施することができる制度になっておりますので、今後そういった地域の実情に応じて、6年生までの児童全てを対象にできるんですけども、指導員の確保とか、課題等もございしますが、学年の撤廃や、土曜日、習字教室とか合唱教室というのは実際やっておりますので、そうした土曜日の教室内容の拡充も含めて、また、その中に学習教室等もできるような形で、先進地事例などを研究しながら拡充については検討したいと考えております。

また、現在の放課後子ども教室への実谷区、布施地区の子どもたちの対応に対しましては、御宿町内の小学3年生までが対象となっておりますので、今年度は実際に3名の布施小学校のお子さんが参加しております。

放課後子ども教室には、いろいろな教室があるんですが、自分のやりたいものにだけ参加をしておりますので、今、布施小のお子さんたちはレクリエーションというB&Gでやっている教室のみ参加をしております。

高校生の定期券購入補助につきましてですが、現在、高校生の正確な数はちょっと教育委員会で……

○1番（瀧口義雄君） いや、アバウトで結構です。

○教育課長（金井亜紀子君） では、御宿中学校卒業時の進路でお答えしたいと思います。

現在高校生の学齢である平成26年度から28年度末に卒業した生徒が144名です。そのうち全日制の高校に進学した者が137名、通信制の高校に進学した者が5名、専門学校が1名となります。就職した者が1名ということです。

大原、一宮等、JRの……

○1番（瀧口義雄君） 定期代ですね。

○教育課長（金井亜紀子君） 定期、6カ月、1カ月……

○1番（瀧口義雄君） いや、何でも結構ですよ、調べたもので結構でございます。

○教育課長（金井亜紀子君） 6カ月の学生定期、高校生用の定期の金額ですが、まず、茂原までが6カ月で4万2,050円、一宮駅までが3万9,310円、大原駅までが2万2,410円、鴨川駅までが4万780円、いすみ鉄道を含めました大多喜駅までが8万5,050円となっております。

高校生に係る支援制度につきましては、先ほど議員さんからお話がありましたとおり、医療

費の補助と、あと教育課でやっております入学準備金制度が町独自制度としてございますが、やはりそれ以外の制度は確かに現在行っておりません。今後、子どもたちが進路選択をする際に、そういった経済的な事情で諦めるといったようなことがないように、こうした支援制度をもっと周知をしていくほか、通学定期の補助につきましては、国・県の施策の動向や近隣市町村の状況を注視しながら、先進地事例等を含め研究していきたいと考えております。

○1番（瀧口義雄君） アンケートをとれば多分100%だと思う。実態調査といえばノーと言う人はいないと思いますけれども、これはちょっと違うと思うんですけども、そのくらいの形でやっぱり子育て——あなたのところも隣もそうなんですけれども、要するに子育て支援という形の中で定住化政策、全部一体のものでございます。2つの課だけではなくて町全体の話です。

そういう中で、1点答弁が抜けているのは、隣の課長のところの児童館でやっているものに学習要素を加えていただけるということは検討していただけるんですか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 福祉のほうでやっております学童のほうを対象となる子どもの範囲が狭いので、こちらの放課後……

○1番（瀧口義雄君） いや、そうではなくて、埋田課長のところでやっている時間帯がありますよね。それ、あなたは公民館でやっていますよね、そうではなくて、同じ教育委員会が把握している、本当は見なければいけないものが、予算の関係で隣が見ているわけですよね、政策が違いますから。そういう中で、学習の要素を入れていただけることはできないのかということですよ。

例えば、言いましたでしょう。外人の英語の先生がいますよね。そういう人の活用とか等々、あなたのところではなくて、35人取り扱っている埋田課長のところに教育委員会と協議してできないのかと。課が違っちゃうと隣でもできないんですか。

それと、よく規制とかなんとか言いますけれども、森友みたいな話をしているわけじゃないんですよ。同じあなたのところの教育委員会が、言葉は悪いんですけども、そういう形で本来なら教育委員会が下校時まで、下校後も本来ならば見るのが、僕は義務教育においてはそうだと思いますけれども、政策の関係で、補助金の関係で隣なんですよ。そういう中で、そんなに難しい話じゃないと思いますよ。できないと言うんなら結構でございます。

そういう中で、この定期券に関しては9月の補正でできるように検討していただきたい。これ、検討ですから。御宿は簡単なんです。今日、当日、244万4,000円が出てくるような町だ

から、予算は心配しなくていいです。やればできる町ですからということで、ありがとうございました。

じゃ、次に移ります。

添付した書類は情報公開に基づいて得たものです。申請・審査・決裁について。

ご迷惑をかけましたけれども、前回出したもので、申請について、平成26年にコミュニティ助成金で得たものです。設置場所を御宿台201と設定したのは誰ですか。町なのか、申請事業者なのか、両者の協議なのか。201-4の土地所有者は誰と認識していますか、申請書類で土地の所有者は御宿町となっていますが、これはどうしたことなのかと。何年に移管してもらったのか、書類に使用承諾書の有無の中で承諾となっていますが、誰がどこにとるべきなのか、実際に誰がとったのか。書類上、必要な承諾はとったことになっていますが、実際に誰がどこに承諾をとったのか。また、この承諾の記載内容を読み上げてください。承諾の年月日、申請者、あと許可条件、土地所有者、あと、権利部分ありの場合は、その内容の欄になしの記載がされていますが、御宿町の御宿台201-1は町有地ということでよろしいのか。ありの場合はその内容とありますが、このことについても説明を求めます。

この申請書類は事実と異なる記載という認識でよろしいのか。また、コミュニティ助成事業申請にかかわる決裁ですね。書類添付してあります。申請の審査はどのように行われたのか。町長、当時の総務課長以下7名の決裁判を押されていますが、確認はどのようにされたのか。再度確認しますが、町は申請時、御宿台104の土地の所有者の認識は誰かと、これ、同じことが一回出ていますけれども、平成26年のコミュニティ助成事業申請書類提出のチェックリスト、これも添付してあります。平成26年コミュニティ助成事業、これも添付してあります。自治総合センター、これ、宝くじですね。事務手続が大変丁寧です。提出時はチェックリストなどにより、ミスや記載漏れ、また過誤を防ぐような仕様の書類になっています。1月20日に町長室にて議長と話したときに、町長はこのチェックリストのことはご存知なかったと、提出されていないのかという話ですけれども、また、書類の審査・決裁・申請の過程を説明してください。職員のためのチェックなのか。チェックリストに全て丸がついていますけれども、申請書類に目を通したんですか。

また、宝くじのコミュニティ助成について、以下について確認します。

御宿台201-4は、現在、更地であります。防災倉庫の設置には建築確認が必要になります。更地の場合です。自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成の条件の中で建築物は対象外となっております。防災物置は助成の対象外となっております。この解釈でよろしいのですか。

現在201-4には防災倉庫は設置されていません。ご案内のとおり場所にあります。申請にあたっては必須条件である土地の所有者が申請書と違っております。また、その承諾もありません。所有者の承諾のない土地を使用するとして申請して、町はよろしいんですか。社会通念上、こういうことが御宿町では許されるという町なんですか。設置場所が201-4は申請自体ができなかったのではないかと。要するに、建築確認をとったものは建築物だと。建築物はこの自治総合センターの助成対象外だと。

あと、先の答弁で過誤と間違いという言葉がありました。何が過誤で何が間違いなのか。この議案は、提出されたのは平成26年6月です。このことについてもお聞きしたいと思いますけれども、御宿台の同じような例が御宿台の防犯灯のほうについてありました。これは要するに綱島監査、中村元議長が、町長に指摘の要望書を出しております。それと、最終年度にこの申請をしたのと、いつ決裁して、いつ支払われたのかということ。町長、木原元総務課長、御宿台区長、これが同じようなことを同じような時期にしていたということですね。

まず、第1点、町長にお聞きしたいんですけれども、御宿台の今言われたふれあい広場、そば屋さんの隣です。当該土地の所有者は誰と認識していますか。それと、この1の添付書類ですね。この3項目で正しいのはあるのか。申請者の内容、それと7人の決裁判とチェックリストがありますけれども、とりあえずはこの当該土地の所有者は誰と認識しておりますか。その1点だけで結構です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この点については前にも答弁をさせていただいておりますが、当時は西武の関係の……

○1番（瀧口義雄君） 企業の土地ということで、了解しました。じゃ、順次お答えください。質問書のとおりです。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、設置場所を御宿台と設定したのは誰ですかということですが、こちらにつきましては、この事業の事業主体、実施主体であります御宿台区自主防災会でございます。

それから、町は御宿台201-4の土地の所有者を誰と認識しているかということですが……

○1番（瀧口義雄君） 今、それは聞きましたから結構です。

○総務課長（大竹伸弘君） 審査書類は御宿町となっておりますが、何年に移管をされたのかということですが、御宿台の201-4、当該土地は町に移管はされておられません。

それから、使用承諾の有無ということですが、これは誰がどこにとるべきですかというご質問ですが、申請書類を前提とし、また、御宿台201-4を設置場所とする場合、土地の使用承諾は、この事業の事業実施主体であります御宿台区自主防災会が、土地所有者、西武鉄道株式会社から承諾を得ることに手続的にはなると考えてございます。

それから、書類上、使用の承諾をとったことになっていますが、実際には誰がどこにとったのか、その内容についてということですが、こちらにつきましては、町としては、事業担当者のほうが当時、御宿台201-4を御宿町所有と誤って認識をしていたため、このことも含めまして、当然町が承諾したと理解をしたというふうに考えております。

次に……

○1番（瀧口義雄君） すみません、抜けています。申請者が場所の設置と承諾をとるとあなたは言っていましたけれども、承諾をとったんですか。それを聞いているんですよ。一番肝心なところですよ。

○総務課長（大竹伸弘君） 承諾につきましては、承諾書というような書類は存在してございません。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと、じゃ、それは口頭でやったんですか、文書なしですか。

○総務課長（大竹伸弘君） 結果的にはですね、その後に私どもお話を聞く中ではそういったお話もありましたが、実際問題として文書として起こされたものは頂戴しておりません。

○1番（瀧口義雄君） いや、申請時と私は言っておりますから、申請について。要するにそこで土地の所有者、承諾、権利義務ありと、これはどうやって確認したんですか。じゃ、文書ではなくて口頭だったんですか、それもなかったんですか。そんなに昔のことではありませんので。

○総務課長（大竹伸弘君） こちらの提出にあたりましては、先ほども申し上げましたけれども、当該土地を御宿町の所有ということで当時誤って認識をしておりましたので、そちらにつきましては、町が当然に所有地として、提出にあたって承諾をするというようなことでの書類の作成が誤ってなされたものでございます。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、町は承諾ありと、町の土地だという認識の中でありと言ったら、どこで誰が、7人みんな間違ったんですか。町長は町有地でないと認識している、あなたも認識している。後ろにいる人も認識している。木原総務課長は税金の関係とか三者協議の中で承知しているわけですよ。それは承知しているわけですよ。そういう中で、じゃ、この決裁判は何なんですか。正しいものは——じゃ、逆に聞きますけれども、町長、この申請書類で正し

いものは何があるんですか。あなた、トップで決裁判を押してあります。何か正しいものはあるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、総務課長が申し上げましたけれども、この土地について通念上と申しますか、日常においては西武の土地と思っておりましたけれども、書類上、この出てきた内容について、結果的にこの内容が町の土地となっていたということについて、そういった状況があった。そのことについては過ちであったということについて……。

○1番（瀧口義雄君） そうじゃなくて、私の質問は、それはさっき聞きましたけれども、この書類の中で正しい適正なものはあるんですか。あるんなら言ってくださいよ。過誤でも間違いでもいいんですけども、これだけは合っていますと。

もう一点、この建築確認を受け付ける部署は、御宿町のどこですか。じゃ、そういう中で、今読み上げたものの解釈でよろしいんですよね。建築確認をとったものは建築物だと、建築物は更地の場所にはセンターの規約ではできないという解釈でよろしいんですか。後ろの課長。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 建築確認をとるものにつきましては、今、議員ご発言のとおり建築物という解釈になります。

○1番（瀧口義雄君） 町長、この申請書類の中で正しいものがありますか。判こを7人押ししているんですよ。私は、日本の社会は判この世界だとまだ思っていますので。正しいものがあつたら言ってください。これは3月に提出してあるものですから。

総務課長、いいです。これは、あなたは会議に出ていますけれども担当所管じゃなかった。これは町長が最終的に予算も提出権を持っていると豪語している人間ですから、最後に判こを押した人間ですから、あなたが答える問題じゃないです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 正しいものは何かということですが、内容について過ちということについては、先ほども申し上げましたように、土地の所有者についての認識が誤っていたと。もう一点が、助成要綱上の建築物の解釈に誤りがあったという理解をしてございますが、それ以外では、その状況と申しますか、申請のあつたとおりでございまして、それは正しいとか、そのとおりでございましてから。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、正しいなら、なぜあそこはできないんですか。何であそこへきていないんですか。どれが正しいというんですか。答弁してくださいよ。あなたが正しいと

いうものがあるなら答弁してくださいよ。僕は、過誤とか間違いじゃなくて、正しいものはあるのかと聞いているんです。だから、あるものは指摘してくださいよ。どれが正しいんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 建築確認の関係で……。

○1番（瀧口義雄君） いや、全部。添付書類の中で、私が出しましたね。その中で正しいものはあるのかと、申請書類に関してですよ。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、建築物の確認申請の件でございますけれども、町としては当初、この申請の時点では、コミュニティ助成事業実施要綱、また留意事項というのがございますが、こちらの中で、基礎工事を伴わない簡易な物置は助成の対象となるものという記載があることから、この部分については助成の対象となることと理解をしておりました。結果的には、事業を進める中で、建築確認申請が必要な事案であるということが判明して、その後に新たな用地を探すというようなことになったという経緯でございます。

○1番（瀧口義雄君） いや、そうじゃなくて、今言った、あなたが答弁するなら、3項目について正しいのはあるんですか。それが出て、本来その後に行くわけですよ。そんなの、チェックしていないのはあなたたちの責任じゃないですか。後でわかりましたなんて、そんな話は聞いていられないじゃないですか。どれが正しいんですかと聞いているだけです。あなたが答弁するなら、あなたが正しいものを言ってくださいよ。僕は間違いを聞いているんじゃないで、正しいものはどれかと、この一番最近のこれで正しいものはあるのか。基本的なものですよ、申請において。

ちょっと休憩を入れてくれますか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午前10時13分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時27分）

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 長時間ありがとうございました。

それでは、私のほうからお答え申し上げます。

先ほど私が、土地の所有者についての認識と、あるいは助成の要綱上の建築物の解釈の誤りということで申し上げましたが、具体的には、今、瀧口議員から資料を提供していただいております、ページがありませんが、この土地の関係につきましては、備品、設備の保管場所、設置場所についての説明という欄のチェック、さらには次のページの決裁欄あるいはチェックリストのチェック、そして、土地所有者じゃございませんけれども、建築確認に関する認識と、この4点についてチェックがなされなかったと、これを過ちであったということで申し上げております。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。

大竹課長、こういう中で、事務の所掌、事務の適正化について僕は何回も言っていますけれども、今後どう取り組むのかというのが1点と、もう一つは、新しく副町長が就任されました。167条で副町長は市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補佐機関たる職員の担当する事務を監督するというので、初めてなんですよ、これ。

あなたの所掌になりますけれども、この事務の適正化、全部間違いだったと、申請全てが間違いだったと。ほかのものは、区役員が申請したものは全部正しいです。行政がやったものが全部間違っていたと。御宿台から申請したものは全て正しいです。そういう中で、どう今後、あなたが事務方のトップでございます。どう取り組んでいくのか、お気持ち、これからの行政指導、お二人にちょっとお聞きしたいと思っておりますので。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） このたびの手續、決裁の中でのこうした間違いがチェックできなかったことについては深く反省をして、今後こういったことのないように慎重に進めるように、努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 今、大竹課長が答弁したとおりでございましてけれども、当然、ミスはないにこしたことはございませんので、きちんと内部でチェックをしていきたいというふうに考えております。

私の答弁は以上でございまして。

○1番（瀧口義雄君） ということで、今後の事務処理ということで、条例、規則等に基づいて適正にやっていただきたいと思います。

この件はこれで終わりにします。

○議長（大地達夫君） 質問の途中ですが、ここで13時まで休憩にいたします。

(午前 11時31分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時05分)

○議長（大地達夫君） 室温が上がっていますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

瀧口議員、一般質問を続けてください。

○1番（瀧口義雄君） はい。じゃ、3番の町長報告について。

この件に関しては、きのう議長のご配慮をいただきまして、特別に発言を許されました。大変感謝しております。ありがとうございます。

平成28年3月定例議会の答弁について。これは、そっくり前の2月17日に出したものと同じでございます。議会での町長の答弁です。議会には傍聴人もおり、会議録がインターネットに掲載され、誰でも閲覧ができます。議会という公の場所での発言により、名前が挙げたご本人や、そのご家族の人格が否定され、名誉を傷つけられたことに大変心を痛めております。発言者である町長は事実関係を確認する責任があるのではないのでしょうか。私も会議録を何度も確認しましたが、全ての町長の発言は書記官からの伝聞と憶測のみであり、正当性が欠如しています。

これは全部質問事項です。会議で礼を欠くとありますが、どういう会議で誰が礼を欠く行為をしたのですか、また、それは誰から聞いたものですか。

できたら町が中心で、大使館または千葉工業大学の協力の中で実行できればという要請と言いますが、お考えも大使館から示されましたとありますが、大使館とは具体的に何を指すのか。要請、お考えとありますが、どんなお考えですか。確認しましたでしょうか。名前を挙げられたご本人、ご息子ともに、大使館からの写真の削除の依頼は一度も受けていないということです。町長との答弁と食い違いが生じております。

この件に関しては、今年の3月の定例で、担当官は写真の削除依頼、おろしてくれとか、そういうことは言ったことはないという答えはいただいております。町長の答弁との食い違いが生じています。この答弁は、伝聞と推測のみで事実が明らかになっていません。町長は、事実を明らかにする責任が当然あると思っています。

以下について町長は事実確認をしたのでしょうか。

担当官が土屋氏に写真削除の依頼をしたこと、大使、大使館の意思とはどういうことなのか、

この件に関して担当官あるいは大使館にクレームが幾つあったのか。個人の名誉にかかわる重大なことです。町長はこの件についてどう思われますか。

平成28年11月の定例の答弁です。3月の定例会の答弁にはありませんでしたが、突然11月の定例会の答弁に外務省という言葉が出てきて驚いています。この答弁について伺います。いつどこで誰が聞いたのか、また、それはどこの立場の人の発言なのか、これは外務省ですよ。恐らく最終確認はしていないとありますが、公的な場所での町長の発言でございます。正当性、真正性が不可欠です。町長はこれをどう考えているのでしょうか。

平成29年1月20日、町長室で議長同席でお話を伺いましたが、再三申し上げていますが、個人の人格、名誉にかかわる重大な事案でございます。公開の場である議会において、町のトップの町長の発言です。人権に関して答弁は細心の注意を払うべきではないでしょうか。町長の答弁は、根拠は全て元書記官からの伝聞によるものです。

発端となった写真の削除について、町長は答弁で、大使館が、元書記官が何度も削除を依頼したと発言されております。本人は受けていないと言ったら、ご子息という答弁が返っています。また、ご本人、ご子息ともにそういう連絡は一切受けていないということ。これは6月9日に町長、議長、私、局長で確認しております。町長は思いつきで答弁しているのではないのでしょうか。

また、1月の町長室での打ち合わせの際、12月に町長が元書記官と会ったとき、書記官は写真の件については記憶がないと話していました。もう一つの言い方は、そういうことは言っていないというお答えでしたという2通りの答えがありますけれども、いずれにしろ書記官は写真の削除依頼は言っていないということでございます。この件と一連の答弁について、町長の見解を伺います。

石を投げられた人の痛みは石を投げた人にはわかりません。町長は、一方的に話を聞いて、確証がないまま答弁しているのではないのでしょうか。町長は伝聞と憶測に基づいて答弁しているのではないのでしょうか。個人の人権にかかわる重大なことを裏づけ、確証のない答弁に終始しているのではないのでしょうか。

最後に、ご本人とご家族の人権と名誉の回復については、町長はどのようにお考えですかということですが、議長の配慮によりまして、きのう報告という形がありましたけれども、答弁しないという報告がありました。なぜ3月定例議会で答弁できなかったのか、お聞きしたいと思います。2月17日に、会議規則のルールにのっとり、詳細に、かつ正確を期すために会議録を添付しました。全て町長ご自身の発言でございます。これも議会で言ったことです。

会議録そのままに載せてあります。私は、難解な方程式とか回答を求めているわけではないし、禅問答を言っているわけではないんです。会議規則にのっとった質問でございます。

また、こういう報告という形になったのは、議長の仲介でそうなったと。というのは、町長ご自身の発言でそういう形になっております。これは議事録を——3月ですね。議場で、私より事実を証明してくださいということにつきまして、私が証明するなり、その経過、内容はあれですけども、やはり今申し上げたように、土屋さんとかバサーニェスさんに再三再四お会いしてこういうことを証明しなければならないと私は考えていると、そういう中で議長の仲介がありまして、私ですけども、一般質問に沿って、議事録に沿って回答いただきたいと願います。

議長は「それでいいですか」と、「町長、いかがですか」と、「はい」と答えています。議長も「それで結構ですと町長は言っています」ということで、答弁できないということ自体がわからない。答弁に整合性がなくなっているんじゃないかなと思っております。

そこで町長、質問ですけども、この私が出した質問事項は、全て会議録から抜いたものです。添付してあります。この質問事項で事実の項目はあるのですか。あるのでしたら言ってください。

それと、非常に非礼の根拠をお聞きしたいと思います。会議で非常に非礼な行為、礼を欠く、何回もあったと。もう一つは、フェイスブックの写真の答弁が変遷しております。外務省の件に関しても、大使館が憤慨している。誰が何に憤慨しているのか。写真をおろしてくれと言っ
てはいないと、29年3月のご答弁でございます——という、この7点。

○議長（大地達夫君） 傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。

町長。

○町長（石田義廣君） 私の答弁につきましては、昨日報告として申し上げたとおりでございます。あの答弁がほとんどを含んでおりますが、今ご質問いただきましたので、幾分か答弁をさせていただきます。

まず私が伺いたいのは、よく今のお言葉の中にもありましたけれども、伝聞と憶測という言葉がありますけれども、私はそれを理解しておりません。というのは、私はこう思います。A、B、Cという人がいて、Aという人が言われたことをBの人が聞いて、Cの人がBから聞いたと、それは伝聞だと思えます。私とバサーニェスさんは当事者です。直接事実を聞いているんです。当事者が当事者に聞いている。これは伝聞とか憶測ありません。その事実を聞いているんです。そこに私の憶測なんか一つも入っていません。

○1番（瀧口義雄君） それでしたら、いいですか。あなたが言ったことを実証してくださいよ。じゃ、読みますよ。

担当官は、全く大使館の代表です。どういう内容を話しているかははっきり聞いていないが、大使がどのくらいの話をしているのか詳細は聞いていないが、どの程度内容があり、報告があり、詳細な状況があったかははっきり聞いていないが、非常に大使館として不安であり、危惧であり、また大使ご自身への存在危機を感じておったと。私はいろいろな話を聞く中で受けたと。非常に憤慨と言いました、大使が、大使館が。

私、これ、町長ですね。受けるところでは大使館は全面的に信頼していると受けているので、いろいろなことを確認するとか、そういうことはしておりません。大使とか公使とかの判断が加わっているのかなと思います。そういうことで理解していますと。クレームの回数とか私は聞いておりません。保護者さんからとか本人から伺いましたので、まさに私は書記官を信頼する形で賜っておりますが、そのような話にさせていただきますと。外務省としては、それが世界に流れると非常に困りますという話を伺いましたと。何回か、写真を削除するとか、おろしてくれというようなことは言わなかったと、ここで否定されているんですよ、あなたが信頼する人が。全く違うじゃないですか。

伝聞は、話したことは話したけれども、その先のことは確認がとれていないですから、これが事実だということを言ってくださいよ。あなたが言っていることですから。写真のことだって、最初に言ったことと違っているじゃないか。だから質問しているんですよ。これは、あなたが言ったことを議事録どおりに載せているだけです。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） きのうちもお答えいたしましたけれども、私は一等書記官を全面的に信頼しております。

○1番（瀧口義雄君） それは心情の関係で、全く聞いてないじゃないですか。あなたが信用しようかどうか、それは別問題ですよ。私の聞いているのは、事実かどうか。あなたが信頼してその事業をやったって、それはあなたの思いであって、私は、言ったことが事実かどうかという確認の話だけです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一等書記官が私に言ったことは事実なんです。

○1番（瀧口義雄君） だから、事実でしょう。

○町長（石田義廣君） 事実なんです。これが事実なんです。

○1番（瀧口義雄君） 僕は否定してないじゃないですか。じゃ、その事実を証明してくださいと言っているんですよ。それだけの話ですよ。

○町長（石田義廣君） 事実は事実。証明する必要はありません。

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） ルールにのっとって。

○1番（瀧口義雄君） だから、議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） はい、どうぞ。

○1番（瀧口義雄君） だから、写真の話は、何回もおろしてくれと言っていると言ったから議事録どおりに載せて、そうしたら、3月の定例議会で町長のご答弁です。そんなことは言ったことはないという答弁、これで違っているじゃない。どっちが事実なんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） かつて、当時はおろしていただきたいという、何回も言ったと、それを私は一等書記官から聞いたんです。

○1番（瀧口義雄君） まあ、聞いたんでしょう。

○町長（石田義廣君） ですから申し上げたんです。12月に確認したところ、言った覚えがないとか記憶にないとおっしゃったんです。記憶が薄れているというか、記憶に余りないと言った。それも事実なんです。私が聞いた事実なんです。

○1番（瀧口義雄君） だから、事実でしょう。

○町長（石田義廣君） ええ。

○1番（瀧口義雄君） だから、それは否定してないじゃないですか。

○町長（石田義廣君） それでいいじゃないですか。

○1番（瀧口義雄君） いや、全く違うじゃないですか。

議長、いいですか。私は立ってやっている。いいですか、議長。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） ということは、前に言っていることと3月に言ったことと違うじゃないですか。それで、6月9日にここで会ったときに、土屋さんはそういう電話は受けていないと、ご本人もご息子さんも受けていないと言っているじゃないですか。何が同じなんですか。メキシコプログラムの大使館はできないと言ったのは、この後、会議の非礼があったと、礼を失するものが何回かあったと。最初の根拠になるこれが、元書記官は言っていないと。言っていないという答弁も入っていますから、それ、あなたが言ったことですから。全く根拠がないじ

やないですか。同じ人から聞いているのは事実で、言ったことも事実でしょう。そうしたら、前の根拠はないじゃないですか。どっちを信じたらいいんですか。

○議長（大地達夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） フェイスブック掲載については、同じご本人、一等書記官から、初めはおろしてくださいと言っていた。12月には、余り私はそういう記憶はないとご本人は言われました。私は一等書記官を信頼しておりますから、恐らくあのときは興奮して、なかなかそういうはっきりとした記憶に残っていないのかというのが私の解釈なんです。

○1番（瀧口義雄君） それは解釈であって、想像でしょう。

○町長（石田義廣君） 理解です。

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） ただいま2回目で、次、3回目です。終わりにしてください。

○1番（瀧口義雄君） では、これで終わりにします。

それは、あなた、想像じゃないですか。言われた本人は聞いていないと否定している。言った人が、そんなことは言っていないと否定しているんですよ。それをあなたは記憶が薄れたとかかなんとか、どっちが事実なんですか。実際にあなたは議場で、何回もおろしてくれと言ったと。言われた本人、ご子息にも確認した。それは6月6日に皆さんいますから、そういうことは一回も聞いていないと、ここで否定されているんですよ。否定されているのが事実のように、町長は答弁で、そういう、おろしてくれとかは言わなかったと言っているんです。それをあなたは、今度は記憶が薄れているとか混乱しているとか興奮しているとか、それに置きかえているじゃないですか。何が事実なんですか。これがプログラムをできないという理由の一つの根拠なんですよ。

だから、私は一言もつくっていない。町長の言った言葉をそのまま会議録を添付して載せてあるだけです。何回も言った。本人は言っていないと。受けた人も、本人もご子息も受けていないと。どれが事実なんですか。これが最後です。何が事実なんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 答弁を繰り返します。

写真掲載をおろしてくださいという、一等書記官から聞いたことは私は聞きました。事実でございます。そしてまた12月に確認したところ、そのような記憶は薄れて余りないということも私は聞きました。事実であります。一等書記官において2つのことが言われているんですが、それは、私が先ほど申し上げた、私なりの理解で申し上げております。以上です。

○1番（瀧口義雄君） 町長、答弁になっていないです。どっちが事実なのかと聞いているだけです。同じことを、違うことを2つ言っているんですよ。私の求めているのは、最初から言っております。あるのでしたら事実の項目はどっちなんですかと。2つ言っているんですよ、1人の人から聞いて。

○町長（石田義廣君） 私は先ほども何回も申し上げておりますけれども、一等書記官を信頼していますから。

○1番（瀧口義雄君） それは別の話だというの。

○町長（石田義廣君） 別ではありません。絶対別ではありません。以上です。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、議長。

○議長（大地達夫君） 次に進めてください。

○1番（瀧口義雄君） いいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 違うあれに移ります。

○議長（大地達夫君） ちょっと待ってください。傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

○1番（瀧口義雄君） いいですか。

○議長（大地達夫君） はい、どうぞ。

○1番（瀧口義雄君） というのは、信頼している人が全く違うことを言っているじゃないですか。私、信頼している、信頼していないとか、そういう話じゃなくて、私は事実だけを聞いている中で、全く根拠がないじゃないですか。言っている本人が2通りのことをいっていると。だからどっちですかと聞いている中で、じゃ、非常に非礼の根拠を聞きたいということと、会議で非礼があった、礼を欠く、何回もあったと。このことについてご説明願います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非礼があったということを私は確かに伺ったわけです、聞いたわけです。その一例は前に申し上げてございますが、そういう事実を本人から聞いたわけでございます。私はご本人を信用していますから、信頼していますから、それ以上のことは聞きません。

○1番（瀧口義雄君） ご本人に聞いたら、そういう礼を失することはなかったと。それで大使館、職員、関係者等々、改善の指摘がありましたかと言ったら、そういうことはない。町長が挙げた15年7月11日、海開きの歓迎レセプション、中央国際でやったもの。それとオリエンテーション。一切会議が設定されておりませんという答えを本人がしているじゃないですか。

あなたが信頼している、信頼していないは関係ないですよ。事実を言ってくればいだけなんです。それを全部否定しているんですよ。じゃ、何ですかと聞いているだけです。それはあなたが言ったことだから、あなたが証明する話。それは何回もと言っても、そのうちの一つがそうなんですか。じゃ、何回もの中では1つは本人が否定されています。それは議長も私も聞いております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非礼があったということは、私は一等書記官から聞きましたけれども、非礼があったことはない、なかったと。非礼はなかったということを一等書記官から聞いたということは、私は全く聞いていません。

○1番（瀧口義雄君） 何、ちょっと聞こえない。

○町長（石田義廣君） 非礼がなかったということを一等書記官が言われたと言いましたけれども、いつどこで言われたんですか、何か記載ありますか。

○1番（瀧口義雄君） あります。あなたの会議録です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私はそういうことは言った覚えがありません。

○1番（瀧口義雄君） 言った覚えがないんだったら、会議録を見てください。じゃ、休憩してください。あなたが言ってありますから。休憩を入れてくれる。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

(午後 1時26分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時39分)

○議長（大地達夫君） 質問者の2回目の質問から、もう一度繰り返してください。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。そういう中で、会議で非常に非礼な行為、礼を欠く行為が何回もあったと。これは15年7月11日の2回目の歓迎レセプション、それとオリエンテーション、2回とも会議が設定されておりませんと。オリエンテーションに関してはコーディネーターが全部説明したということで、一切ないというお答えをいただいております。それはレセプションルームで聞いておると思うんですけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非礼があったということは、どなたがおっしゃったんですか。

○1番（瀧口義雄君） だって、議事録を見てくださいよ。あなたが言ったことですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は言った覚えがございませんけれども、非礼があったということ
私はバサーニェスさんから伺いました。

○1番（瀧口義雄君） だから、それはあなたが言っているじゃないですか。

○町長（石田義廣君） それは言っております。バサーニェスさんが非礼がなかったというこ
とは……

○1番（瀧口義雄君） いや、そんなことは言っていない。

○議長（大地達夫君） ちょっと待ってください。片方が終わってからお願いします。

○1番（瀧口義雄君） 議長、さっきの話、了解していないじゃないですか。ご本人と書記官
の話が食い違っていますよ。あなた、説明してくれ、理解したという話じゃないですか。私は
会議録に沿って質問しているだけで、担当官が非礼がなかったなんてことは一言も言ってあり
ませんよ。今質問のとおりです。勘違いしないでくださいね。それは局長が勘違いが解けたか
らスタートしたわけです。だから、その礼を欠くというのが何回かあったと。その一つは、さ
っき言った歓迎式典とオリエンテーションだと。それは、会議は設定されていなかったし、交
わるころはなかったということでございます。だから、それについて、あと何回もあったと
いうことで、それを説明してくださいと。

基本的な話は誰から聞いても、信頼している人でもなくても、ここで公開の議場で言ったこ
とは責任を持って証明するのが、議員も議会も執行部も同じなんですよ。それだけの話ですよ。
それで、町長の答弁で家族が傷ついていると、これも事実です。これは後の話になりますけれ
ども、それはあなたが言ったことですから。言った言わないという中で、私は、会議録に基づ
いて、事務局の人が出してくれた、もうオープンされているものを載せてあるだけですから。
何もつけ加えもしておりません。

○議長（大地達夫君） しばらくお待ちください。

○1番（瀧口義雄君） 時間をとめてください。

○議長（大地達夫君） 確認していますので、いましばらくお待ちください。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 非礼があったということについて、私は一等書記官から伺ったんです
が、その内容については、私は、先ほどから何回も申し上げますけれども、一等書記官を信頼

しておりましたので——今でも信頼しておりますけれどもね。そういうことで、私は、私としては確認する必要がないということが私の考えであります。

○1番（瀧口義雄君） それは議場で……。議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 議場で答弁したことを、非礼があったと、礼を欠くことがあったと。大変問題発言をされていて、それは確認する必要がないなんて、自分の言ったことに対して証明するのが日本のルールですよ。あなたが信用している人が言ったのなら、特にそうじゃないですか。事実は1点だけは言いましたよ。それも会議が設定されていなかったと。じゃ、後の何かは何なんだと。それは信頼しているから知らないと。それならやりたい放題じゃないですか。石投げられた人は何をするんですか。あなたが、どういう非礼があったかと、言った本人が説明する必要があるじゃないですか。これが日本のルールですよ。ちょっととめてくれる。

○議長（大地達夫君） はい、ただいま、これは3回目のやりとりです。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨日も答弁いたしましたけれども、非礼があったこと等につきまして、私のこれまでの言動が土屋さんを、あるいはご家族を傷つけたとか、そういうことであれば、私の本意ではなく遺憾でありますということで私は答弁をさせていただいております。それ以上のことは、私は答弁はいたしません。

○1番（瀧口義雄君） 議長、これは質問事項でございます。

○議長（大地達夫君） ただいま3回目が終わりました。

○1番（瀧口義雄君） だから、質問事項に答えてないじゃないですか。私は、会議の礼を欠く、その例を挙げてくださいと。本人が言ったことですから、聞いているだけです。それ、何回も答弁して修正しても答えてくれないじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 今の答弁したのは、答弁ではないですか。

○1番（瀧口義雄君） 答弁じゃないですね。会議に礼を欠くというものがあったということに対して、何回、どこでどういうことがあったんだと、本人が言ったことですから。謝罪とかそういうのはまた別の話ですよ。謝罪で終わりにするのなら、また違う話です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、あの一例を出しましたけれども。私は、前回といたしますか、以前一つの例を出しておりますけれども、それで非礼があったということを申し上げております。

○1番（瀧口義雄君） 言っているとおりです。それはなかったと確認しました、職員にも。

会議は設定されていなかったと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、レセプションにおいても、あるいはオリエンテーション等についても、総称して会議という——厳密に言えば会議というのは、いろいろな会議、想像がつかますけれども、そういう総称して表現が会議という言葉で、もし私が議事録にそうになっていれば、私はそのように申し上げたつもりであります。

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） 次に行ってください。

○1番（瀧口義雄君） 答弁をもらっていない。答弁をいただいておりますので。ちょっととめてくれる。

（「議長、休憩。もう一度調整し直しだよ。どうしようもないじゃない」「議長、休憩なし」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○1番（瀧口義雄君） じゃ、質問に答弁してください。それだけです。本人が言った言葉で会議録に載っていることですから、自分の言ったことには責任を持ってくださいよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 何回も同じことを申し上げますけれども、私はバサーニェスさんが言ったことを申し上げているんです。その背景といいますか、土台は、私が信頼しているということでもありますので、その内容についてひとつひとつ、私自身の考えはそのことについて確認する必要はないと私は思っております。

○1番（瀧口義雄君） いいですか、議長、言って。

○議長（大地達夫君） 繰り返しですか。

○1番（瀧口義雄君） 私は答弁を求めているんです。それは何回も聞いていますよ。信頼関係がある、それは私たちの関知しない話で、私はその質問事項を同じことを言って、答弁になっていないじゃないですか。それだけの話ですよ。本人が言ったから、それはそうだという話は違うでしょうよ。信頼している人が言ったら、私はこの人を信頼している、信頼している人が言ったからそのとおりだと、こんな世界はどこも通らないですよ。

○議長（大地達夫君） ちょっとお待ちください。

○1番（瀧口義雄君） これは人権に関する話なんですよ。それを本人が言ったから、私は本人を信頼しているから知りませんと。じゃ、事実に基づくものは何があるんですか。言ってください。私が挙げた質問事項で事実であるというものを言ってくださいよ。全て会議録から抜

いたものです。これが事実だというものがあつたら言ってください。

もう一つ言えば、この非礼なことは挙げた2つあつたという中で、実行委員会指揮ではできないという中で町がやっているじゃないですか。その根拠たるものを聞いているんですよ。

(発言する者あり)

○1番(瀧口義雄君) 時計をとめてくださいよ、そっちでがちゃがちゃやっているなら。議長、時計をとめてくださいよ。

○議長(大地達夫君) とめてあります。

お待たせしましたが、暫時休憩にします。

(午後 1時56分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時06分)

○議長(大地達夫君) 瀧口義雄君。

○1番(瀧口義雄君) 信頼している人の言葉を言って、それをそのまま言ったことはそういうことです。それが言った人が責任を持って説明するのが世の中のルールです。Aさんを信用しているからって、Aさんの言ったこと、それは私は知りません、Aさんが言ったことと云ったら、世の中秩序というものはありません。この件に関しては、議長が3回というルールのもとでこれは終わりにします。これは9月に回します。

そういう中で、4月12日遺憾、6月9日おわびすると、きのうの町長報告にございました。他人事のように言っておりますが、公開の議場で非常に非礼なと1年半言い続けています。謝罪したと言うなら、今後は公職の長として、町のトップとしてどのように対応するのか。

私の心配しているのは、永久保存に近い会議録、掲載中のインターネットで多くの人が見られます。ここへいらっしゃる職員、議員、傍聴人で現実に傷がついています。公のことです。住民へ、町のトップとして町長本人が、4月12日と6月9日にそういう形で発言しております。町長本人が、事実である発言、そうでない発言、事実と証明できない。これをどうやってするのか。これは4月12日遺憾、6月9日おわびすると、きのう、これは議事録に載っておりますから、そういう中で、永久保存の会議録、ネット、この傍聴人、町内でも誰でも知ることができる。全国で知ることになると、これについて町長はどのようにするんですか。

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今私の申し上げたことがいろいろなネットに載る、全くそれは事実であります。そのようになることは当然といえますか、そういうことでございますので。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞き取れなかったんですけれども。ご迷惑でしょうけれども。

○町長（石田義廣君） 私の申し上げましたことが、ネットとか、いろいろな議会だよりとか、いろいろな情報機関に載るといことは当然のことです。公人ですから、公の立場ですから、それはそれでよろしいかなと思います。

それで、私は昨日も申し上げましたけれども、土屋さんに対しては、私は、やはりこの事業をよりよくするために、これまでいろいろな発言とか物事を言ってきたと考えております。しかし、その言動が土屋さん、あるいはご家族をいろいろ傷つけたとかということであれば、それは私の本意ではありませんのでおわびいたしますということを申し上げました。私はそれ以上のことは考えておりません。

○1番（瀧口義雄君） おっしゃるとおりです。4月12日に遺憾、6月9日におわびすると、きのう町長報告でございました。それは非礼のままネットに載ってきて、おわびして、それで済む問題でしょうか。メキシコの事業とか、信頼しているとか、そういう話とは全く違う。個人の人権を侵害しているんですよ。それでネットに載るのは当然ですよ、規則ですから。そういう中で、公の場で言ったということに対して、町のトップですよ。私は憂慮していました、どうするんですかと。じゃ、謝罪とかおわびしなければいいんですよ、あなたが言っていることが正しいと言うなら。おわびしちゃうからこういう形になるんですよ。非礼があったと、じゃ、その非礼を説明すればいいんですよ。非礼の根拠の説明がないじゃないですか。

写真の話ももう違っちゃっていると。言った言わないじゃなくて、言わないというほうに行っちゃっているじゃないですか。これはあなたのご答弁です。会議のほうも、本人が言ったからその先は知らない。でも、オリエンテーションとあれは会議だという言い方をしても、会議のときにそういう接点はなかった。役場の職員にも確認をとりました。海開きの日だったんですけれども、ご本人も「町長は聞いています」。言っていることが全く違うじゃないですか。

ということで、どう対応するのかというのは、言った本人の、私たち議会もご本人もここにいる人も町民も関知しない。言った本人がどうやって、この遺憾、おわびするということを公式の場で言いましたので、じゃ、それについて永久保存に近い会議録、ネット、傍聴人、町民に対してどう処置するのかというのは、それはあなたの仕事ですよ。誰を信用するとかしないとか、それは飛び越えて、あなた自身が言った話ですから。次の議会までにその辺のことを……。

本来なら3月に話す話を議長の仲介で3カ月待ちました。待った話が、答弁いたしませんと議場で言っているんですよ。じゃ、今度から、Aさんが信頼しているからAさんが言ったということをぱっと言っても、御宿町はそれで済むんですか。信頼しているこの人、あの人が言ったと、それで済む世の中ですか。ここは日本ですよ。言ったことに責任を持つと、それも言った本人が議場で、公の場で実名を挙げて言ったということが大切なんですよ。

一つの例、全くこれは違いますけれども、これは3月の新聞です。産経新聞です。氷見市長が差別的な発言と、これは差別的な発言ですから、ちょっと要件は違いますけれども、富山県氷見市の本川市長が市庁で記者会見し、パチンコ会社の男性役員と面会した際、「日本人の顔じゃないみたい」などという趣旨の発言をしていたことが明らかになった。市長は差別的な発言だったと謝罪し、4月の市長選に再選を目指していましたが、立候補しない表明をしました。現実的にしませんでした。この一言でこういう形です。

私は何を言わんとしているかということ、あなたが公の場で個人の名前を挙げて非常に非礼なことを何度も1年半にわたり言ったということで、あなたが4月12日と6月9日におおびしたのなら、議場で言ったことですから、御宿町民、会議録をどうするか、インターネットをどうするか、職員、傍聴人、議員に対してどうするかというのはあなた自身のことで、議会も議長も関知しない話ですよ。土屋さんも関知できない。全く私たちの手を離れて、あなたが言ったことですから、それはあなたがどうするかということですよ。

以上で質問を終わります。きのうはありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で1番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

ここで10分休憩します。

(午後 2時15分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時29分)

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

(10番 石井芳清君 登壇)

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

本日の質問であります、6点であります。

1点目は国際交流の取り組み方針、2点目は非核平和の取り組み方針、3点目は、国民の6人に1人が貧困といわれる中、現状の認識と取り組み方針、4点目は、基幹産業である農業、漁業、商業の現状の認識と取り組み方針、5つ目は駅前駐車場の取り組み方針、6つ目は公共施設等総合管理計画のアクションプランについて、以上の6つの点につきまして、町長の政治姿勢をただしてまいりたいと存じます。

1点目、国際交流と取り組み方針でございます。一昨日、今日と、さまざまな角度から議論されているわけではありますが、端的に町長から、まず国際交流と取り組み方針について伺いたいと存じます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国際交流事業にかかわる私の基本的な考え方を申し上げます。

1609年に私たちの祖先の遺した偉大な人類愛に満ちた行為から400年が経過した2009年に、日墨交流400周年記念式典サンフランシスコ号漂着400周年記念祭が、国家的式典として、当町において皇太子殿下ご臨席のもと盛大に挙行されました。見も知らぬ異国の人々を、自らの命を賭して317名の命を海難事故から救い上げた岩和田村民の世界に誇る功績をたたえての大きな行事でございました。

その後、2010年に25名の町民有志によるメキシコ友好親善使節団の訪墨、2012年にアカプルコ湾を臨む景勝の地に日墨交通発祥記念碑の竣工を迎え、2013年には11名から成るメキシコ友好親善使節団がメキシコに派遣され、ドン・ロドリゴの生誕の地、テカマチャルコ市と姉妹都市協定を締結いたしました。

また、昨年の6月には、議員の皆様方にも温かなご歓迎をいただき、駐日メキシコ大使カルロス・アルマーダ大使及び駐墨日本国大使山田彰大使にご来町いただき、本年3月にはアカプルコ市から元市長を代表する17名の友好親善使節団の皆様、テカマチャルコ市からロペス・ポンセ市長の特使として2名の方々にご来町いただきまして、さらには駐日スペイン大使ゴンサロ・デ・ベニート大使のご来町をいただき、4月にはスペイン大使のご案内により東京にてフェリペ6世スペイン国王に大地議長とともに謁見することができました。

1928年、昭和3年に日西墨三国交通発祥記念碑が岩和田の丘に建立されて以来、1978年には建立50周年という記念すべき年を迎えまして、メキシコ国のロペス・ポルティエーヨ大統領のご来訪を仰ぎ、同年著名なリゾート地、アカプルコ市と姉妹都市協定を締結し、このような交流の歴史を重ね現在に至っております。

1609年に私たちの祖先のなした行為は、3国の交通の発祥をせしめたのみではなく、ある意味ではここに町づくりの原点があると深く認識するものであります。この心を次の世代を担う子どもたちに広く伝え、このことを誇りとして、あまねく町内外に伝えていかなければならないと思うのであります。

このような経緯により、御宿町は国際交流の町として発展しつつあると思っております。国際交流事業を町づくりの重要な事業として捉える中、今後の交流事業についてどのように対応していくべきなのか、その方針等について、議員の皆様方を初め多くのご指導、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えます。

今後、国際交流事業について、組織の充実を図り、周知をいただきながら一層の発展を目指したいと考えております。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） 今、答弁があったわけでありますが、私、今日持ってまいりましたのは、総合計画、交流事業、現状と課題ということでございます。前半の部分は、今、町長がご答弁いただいたとおりであります。

次の段落、国際交流の目的は、国際的な相互理解の促進と相互尊重にあります。交流による相互理解が必要となっております。御宿の文化やメキシコ・スペインの文化を互いに尊重し、地域の活性化や国際的視点に立った地域の見直しが求められております。一層住民生活に還元し、世界に開かれた御宿を実現することが求められております。そのためにも、国際交流や国際協力に関連する国際交流協会や住民団体や行政とのさらなる連携を図る必要がありますと。

細かくは、町長ご自身が作成されたわけでございますので、それ以上読みませんが、こうした、やはり今、町長もご答弁がありましたけれども、世界に先駆けた、そして、私、3月議会でも申し上げさせていただきましたけれども、まさに今の世界の平和の原点、起点となるべき、そういうことが今世界的にもさらに確認をされているというのが、この1年間の御宿町と国際交流の、先ほどの議論もありますけれども、もう一つの一端であったんだというふうに思うわけであります。

それで、じゃ、そうした中で今後どうしていくのかということについては、今後は議会含めて話し合っただけの方針をつくっていきたいということの答弁であったというふうに思うわけでありまして、私は、こうした総合計画を具体的にどうするのかと、それから、特に交流事業という中におきましては、メキシコ、アカプルコとテカマチャルコ、これ2つ姉妹都市を結んでございますね。例えば、アカプルコ、テカマチャルコの姉妹都市、調印をされたわけであり

ますけれども、私、ホームページを詳しく見させていただきましたが、協定を結んだという記述はございますが、協定書の中身についての記述がないように思います。ちなみに、1つ、アカプルコにつきましては1978年8月7日だということのようでございます。テカマチャルコ、これは町長ご自身が署名されております。2013年10月23日メキシコ合衆国プエブラ州テカマチャルコ市にてということでございますが、先ほどから語気強く、この交流事業については推進をされるということをご自身でおっしゃられていたわけでありましてけれども、この協定書について、すみません、この場でお読みいただけますか。記憶はございますか。ありませんか。なければ、私のほうで紹介してもよろしいですか。

それから、ちょっと事務的なことなんですけれども、この協定書の内容についてはどこにデータ上は掲示されておりますか。たしかそのものは、私が町長室に何回かお邪魔したときに、町長室の脇のほうに飾られていたというふうに思いますけれども、これについては、町としての公文書の扱いというのはどうなっているのでしょうか。非常に町長は語気強く、これについては推進されると何度もおっしゃっておりますので、当然きちんとそういうことはされているというふうに先ほどまで思っていたんですね。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 協定書の内容につきましては、額におさまっております町長室に設置してございます。

○10番（石井芳清君） 町長、町長室というのは町長ご自身の執務室ですよ。確かに扉があけてございますから、石田町長はいつでもご自由にお入りくださいという姿勢を常に見せていただいておりますが、やはりきちんと——これは写真の一部をちょっと拡大して持ってきたわけなんですけれども、きちんとこれは町民の皆様、国民の皆様、世界に発信すべき内容じゃありませんか。これ一つをとってみて、議会でも公開されていないんですよ、これは。締結しましたというお話は何っています。報告書もいただいております。

先ほど町長は私の質問に答えて、国際交流について熱く語られました。でも、それだけなんですよ、町長。議会の人々も私も含めて一人一人受け取りはあると思いますね。町民の皆様も一人一人受け取りはあると思います。これが、その総合計画の1ページ分でありますけれども、交流のページですよ、これはどうしたんですか。今、私、読み上げましたよね。行政はその、私が言っているのは行政の規範だと思うんですよ、ひとつひとつ。それをやっていくということじゃないんですか。

ずっときのうから今日にかけて国際交流に関する議論を聞いておりましたけれども、なかなか

か聞きづらかったですよ。私たちの誇りじゃありませんか。外国との関係じゃありませんか。町長ご自身がおっしゃられたとおりでと思います。私もそのとおりでと思いますよ。それは、町長の頭の中には入っていらっしゃるかもわかりません。じゃ、職員の皆様の中にそういうことが本当に腑に落ちてきちんと理解されているのでしょうか。我々も、私も含めて、多分議員一人の受け取る受けとめはそれぞれあろうと思いますよ。皆さん大事だと思っているのは、私は同じだと思います。しかし、それは言葉だけですよね。やはりそのところをきちんと事務として明らかにすると、これを具体化していくと、総合計画ですね。

先ほどの議論につきましても、それは確かに町長も職員であった時代があります。また、議会にお出になって、私たちと同じ立場であったこともありましたよね。そして、町長として3期目ですよ、たしか。やはり事務管理をきちんと、その仕事を委任するなら委任をします。しかも、まだまだこれについてたくさん確認したいことがあるわけですけども、これからもやるがたくさんありますよね。今日も第2号補正案が出されておりますけれども、そのほかにも、例えばスペイン国においては、3月のときに書簡の中で御宿町と姉妹都市、これは町長からの要請に応じてということだったと思いますよ、たしか。しかし、私たちは公式には聞いていませんよ、その話は。どうされるんですか。それは町長ご自身が勝手に決めて、提案権があるから勝手に提案するという事なんじゃないでしょうか。

本当に町全体で姉妹都市というのは結ぶものじゃありませんか。それは、署名されるのは代表者であります町長だということは重々承知してお話ですが、そのために庁舎全体でどう取り組むのか、議会とどうコンセンサスを——議会とコンセンサスを図るということは町民との間でどう醸造していくのかということじゃありませんか。私たちの400年前の祖先が行ったこの歴史的偉業を、私たちは本当に次代、後世に引き継いでいくというのならば、町民7,000人がそういう気持ちにならなくちゃいけないんじゃないですか、町長。町長ご自身だけでは、私は極端なことを言えば、選挙があれば、もし退任されて次の方になれば、今日お話ししたことを本当に次の町長が引き継がれるんですか。そういうことになりはしませんか。

事務としてひとつひとつ積み重ねていく、それを指示し確認するのは町長だと思いますよ、それは。そうすれば、ここだってたくさん課長さんがいらっしゃるじゃありませんか。昔から文殊の知恵と言われますけれども、そうした中で本当に適切な計画、実行がなされる。今日のようなお話には僕は絶対ならないと思いますよ。私の言っていること、違いますか。町長というのはそれだけの重責を持って務めるものだというふうに、私自身は解釈をしております。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご指摘ありがとうございます。ご指摘いただきましたけれども、国際交流事業関係につきまして、議員の皆様方また町民の皆様方への周知に関する不足ということで受けとめております。反省しまして、今後努力いたします。よろしく願います。

○10番（石井芳清君） 大変丁寧な答弁をいただきましたけれども、私実は似たような質問は一昨年6月にしているんです。その前も学生交流で同じような質問をしております。

先般、町長とお話する機会がありまして、議会でも委員会等でもそういう話があったわけでありまして、先ほどスペインの姉妹都市とのお話もさせていただきましたが、次の2に移る前に、そのスペインの姉妹都市については、あの書面だけなんですね、私たちは。これはどういうふうに組み立てられるんですか。どういう経過なんですか。すみません、それについて、せつかくの機会でございますのでお話ししたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） スペインとの姉妹都市につきましては、ご案内のようにメキシコとの関係につきましては、2つのテカマチャルコ市とアカプルコ市となっておりますけれども、スペインにつきましては、まだ姉妹都市が今行っておりません。

そういう中で、昨年12月にスペイン大使館にお招きをいただきましたときに、現在のベニート大使様とそういうお話が出ました。日本、スペイン、メキシコと3国の交通の発祥ということで、将来的にやはりスペインとの交流も重きに置いて進めていかななくてはいけないのかなと考えております。そういう中で、この3月にスペインの大使がお見えになったときに、やはり姉妹都市のお話が出ました。それと、4月6日に私と大地議長が東京に招かれ、日本・スペイン合同会議のときにもそのお話がありました。

しかしながら、私としましては現状を鑑みて、やはり今後姉妹都市提携というのはもう少し先になるのではないかなと考えております。といいますのも、やはりいろいろなスペインの国情の視察とか、もし姉妹都市を組むとしたらどういう都市がいいのかとか、いろいろスペイン大使館からも、こういう町、こういう都市はどうでしょうかというお話をいただいているんですけれども、やはりその前に、町民の皆様が使節団などを組みまして視察をすることが先ではないかなと考えております。そういう話を先般の国際交流協会の役員会でお話し申し上げました。一応つい最近の話ですが、そういう話をいたしました。

そういうことで、これからやはり具体的に進める場合は、先ほども申し上げましたけれども、

国際交流事業にかかわる組織の充実とあわせて、そういうお話を少しずつさせていただければ
など考えております。

○10番（石井芳清君） 町長、先ほどの私の前段の議論でありますけれども、町民の皆様か
ら負託を受けた貴重な年4回の議会ですよ、一般質問含め。会議録をお読みになったら、多
分スペイン国は失望されるんじゃないですか。そうなりかねない状態だと思います。そうなり
かねない議論だったと思いますよ。違いますか。私は聞いていて本当に胸が痛みました。

それから、国際交流につきましても、ここの文章にはいわゆる日西墨、あとは裏は国内とい
うことで野沢温泉村が記載されておりますけれども、御宿町はドイツ、こことも月桂樹と、そ
れから菩提樹ですか、記念樹を御宿町に贈呈いただいております。菩提樹は、前回もお話し
したけれども、日本に168本、そのうち30本、そのうち3本が御宿町に寄贈されているとい
うふうに伺っております。なおかつ、正式な式典、大使館等の参加というのは、なかなかその中
でも少ないようでございます。それだけ、ドイツから御宿町に対して非常に重要な町だとい
うことのあらわれだというふうに私は理解をしております。

それから、ちなみに、五倫文庫がございませぬ。これはよくご承知のことだと思いますけれど
も。ここは教育委員会のホームページを見ますと、収蔵されている教科書が50カ国を超え
るというふうに記載をされております。大変多くの国々の小中学校で使われた教科書が収蔵され
ているということです。これにつきましても、当然御宿町は、そうした国々とさまざまな関係が
ございませぬ。これだけのものを持っているというところは多分ないと思うんです。これも国
際交流だと思うんですよ。どうしてそういうことがここで抜け落ちてしまうんですか。これは
今後、ちょうど後期基本計画策定にも入るというふうに思いますので、ここのこういう事業に
ついては、きちんとやはり文書をもって位置づけていくと。礼を失しないような町政運営が必
要じゃありませんか、町長。それがまず基本だと思いますよ。そこが出発点じゃありませんか。

ですから、町長は政策があろうと思うんですよ、いろいろ。それを実行するのは職員、町民
じゃありませんか。町長ご自身がやられるんでしたら、別に庁舎外でやってください、町長。
そういうことになるんじゃないですか。それが組織であり、御宿町ということだと思います
よ、私は。私は、議員になってそういうことを先輩議員から教えられてまいりました。また、
職員の皆さんからも教えていただきました。違うでしょうか。町の運営、町長としてこうした
ものをどう考えているか。

特に国際交流というのは法定外事務です。おわかりになりますよね。100%の政策事務です。
その効果を私は全く否定しているわけじゃないんですよ。町内じゃないんですよ、外国との交

流なんです。法律も全て違う、時間帯もまるっきり違う、習慣もまるっきり違う。町内よりも丁寧な事務が必要なんじゃありませんか。万全を期すということだと思いますよ。そのための町内の体制づくり、今日からとってもらおうじゃありませんか、町長。今後と言いますが、いつなんですか。来年なんですか、再来年なんですか。任期間際なんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 組織づくりのことでございますね。できるだけ早く考えていきたいと思えます。

○10番（石井芳清君） できるだけ早くというのは、今月中ということでしょうか。私が先ほど質問したのは、この間いつも同じような質問をされて、いつそれが実行されたのかというのが、私、ほとんど担保がないんですよ。ですから具体的に、今月をめどに、9月ごろをめどに、それはいろいろな関係がありますから、今日やろうと言ってできないこともあるかもわかりませんよ。しかし、具体的には庁舎内の体制です。組織改編とかということじゃないんですよ。全庁体制で、たしかCCRCはそういう形で会議が持たれたというお話も伺っております。それはあすにでもできるんじゃないですか。それを必要な、次いつ開くかというのは別にしても、そういう会議を開いて、全庁に町長の考えをきちんと示す、それで具体化をしていくということじゃないですか。

今日の補正第2号も全く私は同じだと思いますよね。組織改編ですと、これは条例の改正も必要になると思いますから議決案件になるかもわかりませんが、私が言っている分というのは、今の体制の中でそういう会議を持つ、また、規約なり規則なり要綱などを持つということで私は済むと思うんですね。これは町長のご一存でできると思えます。それはできないんでしょうか。事務的にはどうなんですか、私が言っていることというのは。ちょっと事務的な補佐をしていただけませんか。規則とか要綱等で私はいいと思うんですね。そうした会議を持つということは可能だというふうに思うんですけれども、あと、それに指示を出すのは町長だと思いますので、すみませんが、事務的な対応について、そういうことは可能かどうかだけ答弁いただけませんか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） ただいまお話しいただいたような組織は、要綱等で設置が可能でございます。

○10番（石井芳清君） 組織上はできるということでございますので、早速調整をしていただいて、やはり万全を期すと、また丁寧な事務をとっていただくと。そして、庁舎内のまず体

制をとっていただいて、議会とも相談をしていただく。そして住民の皆さんとも、本当にこの総合計画のとおり、町民の皆様と一緒にやっていくと。それが、町長が最初に私に説明いただいた町づくりにつながるということじゃないですか。そこがいつもお話しされるんですけれども抜けるんですよ。実務の中に。ですから、今般の2号議案だって、きのうじゃありませんか、具体的な予算も含めた提案は。もっともっと早いときから来ていましたよね。これはまた予算のときにお聞きしたいと思いますけれども。そうしたことがあるわけでありますから、丁寧な事務、きちんと説明がつく筋道を立てるといふことだと思いますね。

なおかつ、先ほども申し上げましたけれども、外国と御宿町は、さまざまな国と交流を実際はしております。そうした方々もほとんど住民ベースで、民間ベースでやっております、現実的には。そこもきちんとやはり町の計画にと申しましょうか、そういう中に文言として位置づけてサポートしていくということじゃありませんか。

五倫文庫だって、運営は大変苦慮されています。施設についても、最後の方で今日も大卒の中で質問いたしますけれども、資料館含めて、ご存知ですよ、大変傷んでおります。また、水害等についても、海拔が低いわけでありますから、そうした収蔵物をあそこにあのままで置いていいのかということも当然議論すべき課題だと思います。そうしたことも踏まえながら、本当に町民のものにして、この国際交流、こんなに多くの外国と交流している自治体を私は知りません。それだけできるのかというのは一方であります。それも事実でありますけれども、ひとつひとつ御宿町のできることでできないことを参酌をしながら、ひとつひとつ進めていくということだろうというふうに思いますので、最後にこれについて、改めて町長の今後について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご指摘をいただきましたが、冒頭に申し上げましたように、私自身としましても、国際交流事業は非常に重要な事業であると認識しております。そういう中で、いろいろな事務的な対応、また組織的な対応をしっかりと行っていきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 次に移ります。

2番目、非核平和自治体と取り組み方針について。

非核平和につきましても、非核宣言自治体ということで、これは1997年12月17日、御宿町は参加をしております。非会員という登録になっております。それから、平和市長会議、これにつきましても御宿町は2012年2月に加盟しております。非核平和自治体と取り組み方針について、町長からお話を伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町は、ご指摘のとおり、非核平和宣言を行った自治体間における核兵器廃絶及び世界恒久平和実現のための協力体制の確立を目的に、1997年12月に非核宣言自治体となりました。2010年2月に、町民一人一人が平和で安全な環境のもと幸せな生活を営むことができるよう、世界各国の都市と力を合わせ、核兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいくため、平和首長会議に加盟いたしました。平和首長会議はその年々に開催地が異なりまして、開催地は全国広範にわたっております。昨年11月には佐倉市における開催となりましたので、出席をいたしました。今後とも平和首長会議には可能な範囲で参加し、核兵器のない平和な世界実現のため取り組んでまいりたいと考えております。

また、毎年7月になりますと、原水爆禁止国民平和大行進、千葉県実行委員会の皆様方が大行進により訪れますが、夷隅郡町村会により支援し、また千葉県反核平和の火リレーなどが展開されておりますので、運動発展のために支援協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。趣旨については了解いたしました。

それから、幾つか平和の運動についてもご賛同いただいているということでもありますけれども、他町では自治体独自で、さまざまな展示でありますとか講演でありますとか、そうしたものを行っております。数年前でありますけれども、隣の市の岬町公民館にたまたま8月に訪問した際には、原爆展ということで広島の生々しい写真が掲載をされておりました。その中身について市として広報しておりました。そうしたことなど、さまざまな取り組みがされておるわけでもありますけれども、町長の行動としても、今日初めてそうした細かいことの報告を受けましたけれども、具体的に町民の皆様とともに、この非核平和、平和の取り組み、それは国際交流もその一端であろうとは思いますが、それについて具体的な取り組みを今後なされる考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これまで行ってきた活動については今申し上げた内容でございますが、今後、この非核平和等に関します運動がどのような内容について可能なのかについては検討をしていきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 数年前でありますけれども、町民の皆さんでありますけれども、公民館におきまして戦争体験の講話と申しまししょうか、お話をするときがございました。私もたまたまお話を聞く機会がございましたが、そうしたことを語る、いわゆる戦争世代の方々も大

分高齢になっているというふうに思うんですね。そうした方々から、町内、これまでも町史編さんを含めてご提案もしたことがあるわけでありましてけれども、そうした方々にやはり公民館等でそうした経験を聞く、可能であればそうした機会というものをぜひ継続的に設けていただくことも、私は大変大事じゃないかなというふうに思うわけでありまして。それは平和の問題であります。

そして、核兵器の問題であります、実は今年国連で会議が開催されております。3月期と、この6月から7月期ということで、2フェーズ、2回に分けて大きく行われるということで、報道によりますと、この5月に核兵器の禁止条約の草案が提案をされて、これがこの6月から7月の会議で議論をされると。この核兵器禁止というのが国連の中で条約として確定する可能性が生まれてきているということで、被爆国である日本の多くの国民の願い、これが条約として締結をする日というのが非常に私は近くなっているなというふうに理解をするものであります。

町長もそうした運動に賛同いただきまして、先ほど報告をいただいておりますけれども、町としても署名をしたということでございますので、引き続き国際交流を含めまして非核平和の取り組み、私はある意味、もっともっと町として具体的な取り組みを、町民の皆さんとともに考えながら実行に移していただきたいというふうに考えるわけでございますが、これについて改めて答弁を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今ご指摘のとおり、非核平和についてさまざまな運動を展開する場合には、非核平和が関連することがいろいろあると思いますけれども、そういう面ではしっかりとPRし、主張等をしていきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

3番目、国民の6人に1人が貧困と言われておりますけれども、現状認識と取り組み方針について伺いたいと思います。具体的に町長にはご質問したいとは思っておりますけれども、事務方から教育委員会、それから福祉の関係でありますけれども、今の子どもたち、それから、特にわかりやすいのは生活保護の関係であると思っております。それから、子どもたちにおきましては、準要保護でありますでしょうか。そうした推移が今、町としてどのようになっているのかについて、報告をまず求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 御宿町における生活保護被保護者の過去5年の推移でござい

ますが、夷隅健康福祉センターに問い合わせましたところ、平成24年度は55世帯67人、25年度は61世帯73人、26年度は65世帯75人、27年度は65世帯78人、平成28年度は65世帯76人となっております。平成28年度を24年度と比べますと10世帯9人の増でございます。

また、県全体の指標を見ますと、平成26年度における生活保護被保護者数の人口に対する割合では御宿町は1%で、県内では54団体中22位となっております。なお、平均値は0.99%でございますので、ほぼ平均的な数字となっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 私のほうからは、小中学校における準要保護の家庭数と児童生徒数についてご報告をさせていただきます。今年度、11世帯12人の児童生徒が準要保護を受けております。5年前の平成25年度におきましては7世帯14人ということで、児童生徒数は兄弟等の関係で余り大きく変わってはおりませんが、世帯のほうは4世帯の増となっております。多くが母子・父子家庭ということで、申請を受けている状況でございます。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

では、具体的に町長のほうにお伺いしたいというふうに思いますけれども、報道等におきまして6人に1人が貧困と言われているわけでありましてけれども、今、具体的な数字も担当から出していただいたわけでありまして、その認識については、町長はどのようにまず……。6人に1人が貧困だと国内で言われているわけですね、ニュース等で。御宿町の住民の皆さんの生活実態について、町長としてどのように認識されているのかについて、まず……。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 生活実態についてどのように認識されているかということでございますが、今数字上の、統計上と申しますか、お答えがございましたけれども、私が日常の中で感じていることは、ここで言うております生活困窮者の方はそんなに多くはいらっしゃらないのかなと。まだやっぱり当然のことながら何家庭か目にすることがございます。そういう中でやはり、結果的には平均的なと申しますか、ある程度の方々がいらっしゃるのかなという感覚は持っております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。基本的には事務当局が答弁されたことを一応肯定されるというご答弁であったらというふうに思います。

それで、ニュース等では、銚子市では母子世帯のお母さんが県営住宅の家賃を滞納して、自分の娘の首を絞めて殺したという痛ましい事件が発生したと報道されております。一方で、生

活に困っていると感じたら、それぞれの課が連携して市民生活相談課に案内している、これは滋賀県野洲市だそうであります。生活保護の水際作戦がまかり通り、餓死者や自殺者が出る自治体と、一方で、やむを得ず税金を滞納したら「ようこそ滞納いただきました」という言葉がかけられる、支援、生活再建につながる自治体ということで、大きく自治体の運営というのは両極端になっているというのが、この報道であろうなというふうに思います。

今日は、野洲市の市民生活相談課というところが27年1月に策定した資料をちょっと持ってまいりました。これ、全部紹介するわけではございませんが、この16ページでありますけれども、「相談支援事業（相談支援）。アウトリーチ、市役所や地域の社会資源、住民等による早期把握による予防型支援を展開する。アセスメント、包括的に情報収集し、課題領域を捉え、背景・要因等を分析し、解決の方向を見定める。プランニング、当事者と認識を共有しながらプラン案を作成し、支援サービスを提供する。フォローアップ、問題解決後の自立生活の見守りなど、関係機関と連携し包括的な支援を継続して行う。その後必要に応じ、再アセスメントを行う」ということで、通常、役所なんですけれども、いろいろ窓口があるわけなんですけれども、一般町民には自分の問題点が、どこに行くかなかなかわからないというのが実態であろうというふうに思います。

ここは、簡単に言うとおせっかいが基本だという市長さんの提案の中、こうした町づくりが行われているということで、29ページにまとめというのがありますので、ちょっと紹介させていただきます。「これはまちづくりです。これは福祉に新しい分野をつくり、既存の枠を超えて『困窮者をみんなで支える』新しい地域のカタチつくりなのです。お願い。市役所には命を守るサービスが整っています。市役所にはそのサービスを届ける義務がある。でも市役所だけではすみずみまで届けられない。だから、地域の皆さんと一緒に取りこぼすことなく届けられる仕組みを考えましょう！野洲市が取り組む生活困窮者自立促進支援モデル事業」ということでまとめてございます。

これを見させていただきましてわかったのは、1つは、これは条例等も当然あるわけでありましてけれども、それから市ですから福祉事務所もあります。まず包括的な計画をつくるということですね。要するに全庁体制だということですね。簡単に言えばワンストップサービスにするということです。たらい回しにしないということなんです。

もう一つは、じゃ、そうしたものを誰がつかさどるかという、これはもう人的対応ですね。ここはいろいろほかでも報道されておりますけれども、いわゆる特命官と申しませうか、専門職員を配置をして、そこで相談を丁寧に行う。どことどこの課、もしくはどこの組織が必要

なのか。もう一つ特徴なのは、やっぱり最後の自立した生活ですね。そこまでやはりフォローアップするということだと思うんですね。

私は、こうした項目について本当によく考えられているなというふうに思うわけでありませうけれども、こうした事例、一端を紹介させていただいたわけでありませうけれども、こうしたことについて町長としてどのようにお感じになるのか、学ぶべきことがあるのかなのか、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先般、石井議員さんより滋賀県の野洲市における多重債務者に対する市の対応状況などに関する資料をいただきましたが、税の滞納などを生活困窮のシグナルとして捉えまして、市民相談室を中心に税と年金、福祉、学校教育など関連所管が一堂に会し、ワンストップサービスにより生活困窮支援を行っている事例がございました。

今後とも関係所管の連携による住民サービスを工夫して研究し、また生活に困窮する住民の皆さんに寄り添う行政を目指したいと考えております。

○10番（石井芳清君） わかりました。ぜひ具体的な事務を進めていただきたいと思います。

その中でお聞きいたしますが、今般も諸般の報告の中で、幸せリーグの総会に参加されたというふうに伺っております。いわゆる町長のこれからの仕事って、そういう町民の皆さんの幸福、これについてどう考えるのかと、そうしたものを目指すということだろうなというふうに思うわけでありませうが、この幸せリーグ参加の目的、そしてまた取り組み方針について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ある有識者は、人間にとって幸せとは何か、幸福感の問題は哲学上の永遠のテーマであり、人間の幸福感を取り戻すには、自然への畏敬の念を取り戻し、個人のエゴに抑制をかけ、非合理で不条理の世界への理解を深めるといふ精神革命が必要であるといっております。

幸せリーグへの参加について、まだ入り口ではありますが、区政は区民を幸せにするシステムであるというドメイン、事業領域となっておりますが、ドメインのもと、職員一人一人が、区政のあらゆる仕事は区民の幸せに寄与しているという認識をしっかりと持って仕事に取り組んでいる姿を荒川区政に見まして、学ぶことができました。荒川区においては、区民の幸福度を指標化したしまして、GAH、グロス・アラカワ・ハピネスを平成24年に発表いたしました。GAH、グロス・アラカワ・ハピネスは46項目の指標により構成され、区民へのアンケ

ート調査により実施されております。46項目の指標は、大別いたしますと、健康福祉、子育て・教育、産業、観光、文化、安全・安心の6分野に分かれています。

先日、6月7日に年次総会が開催されまして出席いたしました。これまで3回にわたりました行われました実務者会議の報告が各グループより発表されました。実務者会議におきましては、幸福度等意識調査の政策への反映グループ、各自治体が実施した幸福度調査結果の比較分析グループ、行政評価や総合計画等への幸福度指標の反映グループ、地方創生に関する総合戦略の策定における幸福度指標の活用と計画策定後の実践グループ、地域間連携のあり方や実践グループ、少子高齢化対策・雇用対策等のグループの6つのグループに分かれまして、御宿町は6つ目の少子高齢化対策・雇用対策等グループに属しております。各自治体における少子化対策・雇用対策等について発表がありました。地方創生の流れの中で、各自治体がそれぞれの強みを生かし、弱みを補完しようと努力している姿が見られ、再確認されました。今後につきまして、町民の幸福度調査について御宿版幸福度指標などを研究し、検討してまいりたいと考えております。

○10番（石井芳清君） ご説明ありがとうございました。

今日朝から、きのうからの議会質疑、この議場での質疑と、今の発言と、若干私は矛盾を感じますので、ご発言をいただいていると思いますので、きちんと精査をされて、今後の町政運営に資するようにはしていただきたいと言申し上げさせていただきたいと思います。

それから、この幸せリーグでありますけれども、私、1年前に幸せリーグについてこの場でお伺いをいたしました。その中で町長は、荒川区長とのお話の中でということで、文化を大事にする自治体は人口の流出が防げるという感想を抱いたということをして1年前にここで話しいただいたんですね。私は、これは非常にやはり含蓄のある言葉だろうと思いますし、今日も先ほどからお話をさせていただいておりますけれども、そうしたものをひとつひとつ町民の皆さんにしていくということも、これは一つの幸せ感、そうしたものに当然帰結するということにもなるというふうに思うんですね。

これまでは、例えば箱物、橋ができた、ビルができた、何という施設ができた、これはお金で解決いたしますし、見た目も見えるわけでありますけれども、しかし、これからいわゆる右肩下がりの中、経済成長が見込めない中で今後どうしていくかという中で、じゃ、どこにこの指標を持っていくのかといった場合、私は、この幸せリーグに参加されて、今、町長がおっしゃられましたけれども、もう一つの価値判断、その中で行政のひとつひとつの積み上げ、施策の積み上げ、それから住民の皆さんの要望、これをきちんとすり合わせをしていくと、また説

明をしていくということが、一つはこれは可能になるのではないかなど。私たち議会も視察もいたしましたけれども、まだまだ実験的な取り組みだというお話もされておりました。

それから、もう一つ、この幸せリーグでありますけれども、ここに参加している長久手市という自治体がございます。中京でありますけれども。平成28年4月に策定をされました、これが「第2次新しいまちづくり工程表～市民主体で実現する『幸せが実感できるまち』～」という副表題がついてございます。この中で、幾つか分かれてございますが、その中で赤い、「フラッグ2 あんしん」というんですけれども、これはどんな標語になっているかという、お読みいたします。「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」、こういうふうに言い切っているんですね、自治体が。宣言している。まさに先ほどの野洲市も同じじゃないんですか、町長。

御宿町は、具体的な計画方針、包括的な計画がなくたって、私が相談に行けば、すぐ何人かの課長さんも来ていただいて解決したことがたくさんございます。ワンストップじゃありませんか。その日のうちに解決できたということ、私は幾つも経験させていただいております。

それから、よく御宿に定住をされた方、役場まで来て相談に乗るわけでありますけれども、ちょっと難しい問題になると、すぐ課長さんが出てきて、具体的に条例はこうなっていますよ、ここはこうなっていますよ、ここここにこういうふうにしたらこうなりますよと、最終的な結論をいただけるんだそうですね。ここの書式がまだ足りませんから、これの判こが足りませんから、またおいでください、そんなふうにする職員、いないんじゃないでしょうか、御宿町においては。そうした職員の努力をもっともっと私は大切にすべきだと思いますよ。評価すべきだと思いますよ。これほど分厚い、先ほど見せましたけれども——まあ、あれはあったでいいかもわかりませんが、御宿町は小さい町ですから、そうしたことが職員の皆さんにしみついていると思うんですね。町民の生活を本当に支えてくださっていると思うんですよ。

今、その前に幸せリーグ、町長がお話しいただきましたけれども、それを支えるのは職員の皆さんですよ、町長。そうしたことをひとつひとつ評価をすると、成功例の積み上げじゃないんですか。それは町外でもそうじゃないんですか。

今、福祉のほうでちょっとお話をさせていただきましたが、事業系でもそうだと思うんですね。そういう成功体験をひとつひとつつくっていく。今度の今年の予算、30数億円ですけれども、その執行のひとつひとつも、そうした気持ちを考えるひとつひとつをつくり上げて提案をして実行をしていくと。まさにひとつひとつの予算、1,000円の予算が町づくりの予算じゃないんですか、町長。全てが町づくりの予算じゃないんですか。そういう気持ちで接すれば、全

てが町につながっていくんじゃないんですか。私はこういうふうに思うわけです。その気持ちを一つにするのが、町長の私は大事な仕事だと思うんですね。それでこそ国際交流がうまく稼働するんじゃないでしょうか。世界に誇るこの歴史が、国際交流となってさらに世界に羽ばたくんじゃないでしょうか、町長。

まず基礎をひとつひとつ、足元を固めるということじゃないんですか。職員の皆さんがひとつひとつ毎日積み上げてくださっていることを、それをひとつひとつ確認をして、足りないことがあれば全力で支える——職員をですよ。町長の仕事だと思うんですよ。成功すればぜひ褒めてあげる言葉が必要じゃないでしょうか。それが幸せ感。職員が幸せ感がなくて、何で住民の皆さんが幸せ感があるんですか。違いますか、町長。それこそ本当の予算が事業効果になってあらわれるんじゃないんですか。行政はそういうふうに、行政効果、事業効果というふうに表現いたしますけれども。それが総合計画の目標じゃないんですか、町長。そういうことを私は荒川区から学んでまいりました。もう何年かになるわけでありましてけれども、私の言っていることは私の一つの考えです。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の立場の仕事もいろいろな面で多くありますけれども、そういう意味ではご指摘のように、全く私も、何といいましょうか、欠けているところが多くて反省はいたしますが、自分なりにいろいろな面でこれから努力をさせていただきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。7,000人の町民を預かっているわけでありまして、きちんと仕事をしていただきたいと思います。

じゃ、産業はどうなのかということでもありますけれども……

○議長（大地達夫君） 石井議員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時26分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時41分）

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君、一般質問を続けてください。

○10番（石井芳清君） それでは、4点目ではありますが、基幹産業である農業、漁業、商業の現状の認識と取り組み方針について、町長にお伺いをいたします。

どうぞ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、基幹産業であります農業、漁業、商業の現状認識と取り組み方針というご質問でございます。

幾分か昨日の答弁と重なりますが、基幹産業であります農業、漁業、商業の現状は、高齢化の進展、後継者不足など、いずれも厳しい現状にあると認識しております。昨日も少し申し上げましたが、漁業につきましては、毎年6月になりますと新規就業者を迎え入れるための募集が、全国から各漁業協同組合参加のもと、東京において行われますが、先日、漁業組合長に確認をいたしましたところ、雇用する船主からの申し出がないために、今年は御宿岩和田漁業協同組合としては出席いたしませんというご回答をいただきました。

昨日の土井議員さんの一般質問でいただきましたが、夢を描いて漁業に就業した皆さんが、何ゆえに長続きしなくてやめていくのかというような原因は調査する必要があるというご指摘をいただきました。しっかりと今後、組合長、また船主の皆さんといろいろお話を伺いまして、調査等を行っていききたいと考えておるところでございます。

農業につきましては、今年、来年と、この2カ年でおおよそ34ヘクタールにわたる土地改良事業、中山間地域総合整備事業の面整備が終了の予定でございます。整備された圃場につきましては、何を栽培し、営農計画を立てていくのか、農家の皆さん、中山間実行委員の皆さん、農業委員の皆さんのご意見を伺い、ご要望なども伺いまして、営農組合の設立を支援していきたいと考えております。先日、県農林水産部を訪れまして打ち合わせを行ってまいりましたが、整備された農地への中間管理機構の導入などを考慮に入れまして、各関係機関関係者の皆様と協議し、6次産業を図り、農業を振興してまいりたいと考えております。

また、先日、青年による新規就農者が合わせまして6名になったという明るい情報もいただきましたので、厳しい現状にありますが、振興してまいりたいと考えております。

商業の振興につきましては、観光振興とあわせ、交流人口の増加を図り、商業を活性化していきたいと考えております。

景気につきましては、改善のおくれは見られますが、緩やかな回復基調にあるものと認識しております。昨日申し上げました、商工会女性部及び商工会の皆様方が中心となっていくつるし雛めぐり事業につきましては、シャトルバスの運行により観光客が増加しております。お客さんのご来場を何とか商工振興に反映するような仕組みづくり、商工会のみではなく、観光協会や町と、そしてボランティアの皆さんも加わっていただきまして、実行委員会方式等により実施してまいりたい、商工振興に結びつけてまいりたいと考えております。

商工会においては、既に20年を経過しております、まるごとミュージアム事業について、新たな企画も行われると伺っておりますので、各団体の協力のもと、実効ある事業を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（石井芳清君） お話、伺いました。大変厳しい状況にあるというご認識の中で、引き続きこれまでの施策を実行していきたいと、簡単に言うと、そういうようなご答弁であったというふうに思うんですね。

たしか、まち・ひと・しごと創生総合戦略でしたか、いわゆる地方創生御宿町版の中で、各産業に関するアンケート、またそれに基づく施策の方向について、幾つか方針が出されたというふうに思うんですね。それにもかかわらずと申しましょうか、そのときのKPI、昨日もありましたけれども、その数人という人数も確かに貴重ではあるんですけども、じゃ、それで本当にこの地域の経済が上向くのかと、例えば農業、漁業は上向くのかと。たしかあのときは宿泊業ですよ。飲食業が非常に経済効果が高いというような、たしか評価であったかというふうに理解をしております。この宿泊業においても、じゃ、今の軒数が10年後に町長、何軒になりますか。私、結構大きいところで、後継者なんていうことを伺っていますよ。民泊法も通ったようでございますけれども、じゃ、そういうところに移行するんですか、御宿はそういう方針はとっておらないですよ。

その中で、じゃ、具体的課題をどうするかという中で、これは私も特別委員会に参加をしておりますけれども、特別委員会で、いわゆる6次産業化、観光ビジョンを策定すべきだというようなご提言を申し上げさせていただいたかというふうに思います。先ほど、町長、幾つかお話があったけれども、そうしたものを含めまして、御宿町はいわゆる6次産業、観光という枠の中でそれぞれの地域力を上げていこうじゃないかと、経済力を上げていこうじゃないかと、農業、漁業、その中で活路を見出していこうじゃないかということであったと思うんですね。じゃ、それが具体的にどういうものに検討がされたのかと。

町長はたしか、私のこの間の一般質問であったかと思っておりますけれども、一緒につくらせていただきたいという、たしかそんなようなご発言をいただきましたよね。私ということじゃなく、議会とということのご発言だと理解しておりますけれども。じゃ、そういう中で、本当に御宿町はどこを目指していくべきなのかと、そういう議論をすべきじゃないんでしょうか、町長。

じゃ、そのときにどういうものが参考になるのかと、それは過去のことも、この間、お話をさせていただきましたが、いわゆる経済産業省、ここのページを見ますと、いわゆる6次産業

化ということの中で、さまざまな検討、また報告がされております。今、町長、最後に、まるごとミュージアムというお話をしましたが、経済産業省におきましては、このような表現になっております。「コト消費空間づくり研究会取りまとめ」ということで、これ、27年7月です。「マネジメント組織を中核とした地域協働システムの構築」ということで、大変難しい言葉ですけれども、これはいわゆる御宿町がかつて取り組んだ、まるごとミュージアムを今様に非常に体系づけてあるものでございます。非常に私は参考になると思っております。

これは一言で言って、それらが成功しないのは地域のマネジメント力が欠けているからだ、足らなかったからだということでございます。ですから、この6次産業、いわゆる全ての産業がお互い力を合わせると、それとともに住民も一緒にその中に入って力を合わせていく。御宿町は、観光客もその中に入って一緒に力を合わせるんだ、また楽しんでもらうんだと。

もう一つは、こういうことも言われております。29年6月7日、新たな商店街政策のあり方検討会。これも今、検討の途中でございます。私もちょっと、この会議の、少し読ませていただきましたけれども、大変参考になります。

それから、地域のマネジメントにおきましては、DMOというんですけれども、それが地域のマネジメントということで、これまでは観光協会だけではなくて、何度も申し上げておりますけれども、やはり企画・立案、それも縦横ですね。総合的に調整する、そういう機関がやはり必要ではないかというのが、国の今の提言の内容でございます。総合調整を誰かしなくちゃいけないと。総合調整とともに、どこを目指していくのかということだと思っておりますね。

こうしたものが既に幾つか出ておりますし、それから、今、地図をつくっているというお話もあるようでありますけれども、地域ストーリーに関するということで、じゃ、そのマップはどんなふうにつくればいいのかと。ただ、あれがありますよ、これがありますよ、歴史がありますよ、飲食店がありますよじゃ、それだけでは今、マップとしての魅力は余りないと思っておりますね。そういう地域の創意、それが付加価値になっていくと、そういうものを地域の中で発掘をしていく。それは、農業、漁業、文化、歴史、全部だと思っておりますね。そこがストーリーになって初めて、付加価値が生まれる、歩く目的が生まれる、また来ようねということになるんじゃないでしょうか。そこに食があると。

例えば、記念塔、ラクダ、これはすばらしいものだと思いますけれども、1回見れば、なかなか2回見ないと思いますよ、町長。やはり基本は食じゃないんですか。それから、余暇を楽しむという面におきまして、知的好奇心ですね、体験を含めた。そうしたものをどう提供していくのか。キンメ祭りもブランド化ということですよ。イカもそうですよね。アワビもそう

ですよ。海女さんもそうですよね。そういうものをやはり、いま一度、こういうふうに関つ
か計画、またビジョンが出されているわけでありますから、こうしたものがせつかくあるんで
すから、こうしたものをテーブルに出して議論しようじゃありませんか、町長。そこからみん
なで、じゃ、これをもっともっと磨くためには、もっと専門的な知見が必要ですねと。そした
ら、そういう専門家を、その時点でお呼びしたらいかがですか、町長。そういう作業をひとつ
ひとつ、私は町民の皆さん、事業所の皆さんと、大変だけれどもひとつひとつやっていくとい
うことじゃないかと思うんですね。それが、かつて大下先生がずっと言われていたことだと私
は理解をしております。

400年の歴史もそうですよね。もっともっと磨く必要があると思いますよ。そうしたものを
どう組み合わせていくのか。400年があるからこそ、世界から御宿に人が来るんだと思います
よ、私は。でも、来ていただいても、おもてなし、いわゆるそれをサービスする、そういう商
品はありますか。宿泊、食、含めて、町長、そういうものをどうやってつくっていくのか。そ
れから、宗教上の食べられない料理とかがありますね。そうしたものをどうしていこうかと、
さまざまな課題がありますよね。そうしたもの、既に全部整理されているわけでありますから、
その中で御宿町は何をとっていくのか。一歩、半歩、前へ出てみようよと。成功したらよかつ
たねと、じゃ、今度、左足も出してみようか。じゃ、今度みんなで行こうよと、そういう成功
体験があったわけでありますから、それをこうした国のいろいろな計画、施策をヒントにもう
一度つくり上げていく。確認しながらですよ。壊す必要はないと思うんですね。これはやは
り行政のできることはないんですか。こうした専門資料、私は非常に参考になるというふう
に思うんですね。いかがでしょうか、町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろと情報をいただきますが、いろいろ研究しまして、また皆様
方のご意見、ご指導をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○10番（石井芳清君） ご研究をいただきながらという言葉はきれいなんですけども、今年
は地方創生、まだ動いております。それから、ご承知のとおり、後期基本計画の策定でありま
す。それから、町長肝いりの御宿版CCRCですね。これも町づくりですよ。これも人づく
りだというふうに理解しておりますので、大変今が大事だと思うんですね。

それから、もう一つ、たくさんあるんですけども、ミヤコタナゴ、これもまだ最終的な段
階に至っていませんよね。これも私の所感では、やはりベースとなる人づくり、ここで私は、
なかなか前に行かないんじゃないかなというふうに個人的には思っております。全部同じなん

ですよ。これ、全部一緒に、今年中に前進させなければいけないと思っているんです。先ほども言いました観光ビジョン、当然あるわけでありましてけれども、町長が非常に熱く語る、国際交流もこの中に入ってくるんじゃないでしょうか。そうしたものは全部、町長の仕事だと思うんです。町長が個人的にやるということじゃないんですよ。町としての仕事、それをどう前にひとつひとつ進めていくのか、また相乗的に効果を上げていくのか。全部、今、議論をしております町づくりの基本じゃありませんか。人の流れをつくり、経済を興していく。私、待ったなしだと思いますよ。どれが優先じゃないと思うんです。全部、一どきに今年中、しかもこの上半期に一定のめどを、私はつけるべきだというふうに思うんですけれども、それについては、ゆっくり考えるということによろしいんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ご指摘がございましたように、いろいろな作業、総合計画の後期を初め、さまざまな内容がございますので、やはり、できるだけ早く、しっかりとした対応をしていきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 相互調整をぜひとっていただいて、全部連携しているわけでありましてから、前に進むような事務を指揮していただきたいというふうに思います。

5番目に移ります。駐車場の取り組み方針について伺います。

御宿駅周辺の駐車場の数及び収容台数、公設と民設、また、勝浦市では、公設においてコインパーキングから無料化へというふうに伺っております。また、予算等では既に可決しているわけですが、今後どうするのか。今現在、このコインパーキング、採算性については、どのように見積もっておられるかについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 御宿駅周辺の駐車場は8カ所で、収容台数は193台です。内訳は、民営5カ所、61台、公設3カ所、132台でございます。

また、勝浦市での事例の件でございますが、勝浦市に旧市民会館での事例を確認させていただきました。移転前の市民会館は、従前、利用者に無料で駐車スペースを開放しておりましたが、周辺住民等の無断駐車により、本来の目的が妨げられるようになったことから、その是正及び適正な受益者負担と財源確保の観点から、ゲート式の有料駐車場に改修したとのことでございます。しかしながら有料化が嫌われ、この駐車場を使用せず、施設外周や臨港道路への迷惑駐車が常態化したことから、目的外使用対策として、夜間は閉鎖することとした上で無料開放に戻したとのことでございます。また、市民会館移設後は、公衆トイレを設置し、散発的に

行うイベント用の広場としての活用のほかは、主に観光客向けの無料駐車スペースとして開放されておりますが、供用時間の制限は継続し、午後10時から翌朝の6時30分までは閉鎖をしております。

また、計画しているコインパーキング、採算ラインの件でございますが、改修後の駅前駐車場は指定管理者による運営を予定しております。指定管理者に負担していただく経費といたしましては、料金回収や清掃などの管理運営の人件費のほか、設備機器の保守点検料や電気料、各種消耗品費等をお願いすることとなりますが、今後、設置機器などの決定に伴い、経費の詳細が算出されるものでございます。

一方、収入でございますが、改修後の駐車場は、時間貸しと月極の2通りの利用形態を予定しており、駐車料金の上限は条例で制限させていただきますが、その範囲内で、料金と利用形態の割合は指定管理者の裁量により運用できるものとしたと考えております。したがって、今後の設置業者、設置機器類の選定後、指定管理者の議決をいただきました後に、必要経費や利便性などを勘案しながら利用形態などの運用方法が決定されてまいりますので、今の段階で採算ラインをお示しすることは難しいものと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解をいたしましたというか、委員会等も傍聴させていただきましたが、現場のほう、駅前近隣に、それこそ今の中に数字が入っているかもわかりませんが、いわゆる民設のコインパーキングが稼働しております。どうも満車になっている状況は、ちょっと見たことがないんですけども、そういう国の方針も官から民へと、民ができることは民の事業を尊重すべきだと、いわゆる民の事業化が行政の流れだというふうに思うんですね。既にそうした民間施設がある中で、全くの競合になると思うんですね。そういうところに公設して、これ、今ちょっと勝浦のお話はありませんでしたけれども、コインパーキング、やはりあそこ、海のすぐそばでありましたので、非常に塩害等がありまして、非常に早く、故障、故障ということで、その修理負担というのも大変多額だということもあったようでございます。その経過の中ですけれどもね。御宿町も海からも近いということで似ている状況だろうというふうに思うんですね。

それから、それを委託をするということも、ちょっと話を聞いてよくわかりませんが、委託をするのであれば、例えばパイロンだとかを含めまして、前日とかという若干の時間的な余裕が必要になるかもわかりませんが、民間があるのだったら、月極もあるということでございます。一定のところを指定管にかけるのであれば、わざわざコインパーキングではなくて、人力による貸し出しでも、私は全く問題ないんじゃないかなと思うんですね。

町が直営でやるんだったらわかりますよ。わかるというか、一つの考え方として人件費の節約だとかということになるかと思いますが、移管をするということは、そういうことじゃないと思いますので。

でありますので、やはりこれはもう少しきちんと、その経過も含めて、私は事業実施については、いま一度判断をすべきではないかというふうに思うわけであります。

それから、私、この事業をずっと説明を受けていてわからないのは、いわゆる今、御宿町は、駅のエレベーターと申しますか、バリアフリー化を今計画をしていますよね。これは実現するかどうかというのはわかりませんが、それもやはり高齢者に優しい町という観点の中での施策方向だと思うんですね。それから、高齢者に優しい、いわゆる障害者と、要するにユニバーサルデザインということだと思うんですよ。じゃ、そういうものに、この駐車場がどのように寄与していくのか、流れはどうなっているのかということは示されていないと思うんですね。いわゆる駅前、動線を含めた問題ですよ。

ですから、今、砂利道ですよ。今度の予算はたしか、その舗装をして、またこういうものを設置されるということですので、今までは、例えば車椅子の方の乗りおりは非常に使いづらかったと思うんです、砂利道ですから。ですから今度、舗装するという事は、そういう方も安心して乗りおりができるということなんですけれども、おりてからどうするんですか。それは松葉づえなんかもそうですよね。

私、そういうトータルの中で、駐車場だったらこうあるべきだと。それは、できる、できない、それから管理者ですよ。JRの責務だとかという、そのすみ分けは当然あると思いますよ。しかし、町全体で、そういう方向性、町づくりの中で、いわゆるユニバーサルデザイン、高齢者、障害者にも優しい町づくりを進めていくんだと。その中において、町は例えばコインパーキングと申しましょうか、いわゆる舗装化によって、そうした方々が安心してまず車から乗りおりにできる話ね。その先、どうするんですか。駅のエレベーターも同じだと思うんですね。そうしたものを一体的に、じゃ、将来どこまでどうするのかと、そうすれば駅前を含めて、じゃ、これはJRが行いますよ、これは町が行いますよ、またこれは折半で行いますよとかいう先進自治体の例はあるようでございますけれども、それは次の話になると思うんですね。それが高齢者の——高齢者の一番多いまち、御宿町は県内でトップなわけですから、そういう先進的な事例となっていくんではありませんか。ということが、全然これだけでは見えてきていないんですね。

ですから、今度、次のテニスコート等もありますけれども、テニスコート、せつかく整備さ

れるのであれば、そうした方々、いわゆる障害者の方々も安心してプレーができると。そんなに多くないと思うんですよね。そういうふうには、じゃ、管理等を含めたものを整備していくと、当然公共施設はバリアフリーの要請があるわけでありまして。公的要請があるわけですから——というストーリーが必要なんじゃありませんか。ここだけでどうなのかって、全くわからないんですけれども。私、総務委員会じゃないから聞いていないのかもわかりませんが、私はそうした全体的な町づくりの中の一環、中長期、もう後期計画の策定にも入るわけでありまして、そうしたものをやはりきちんと示していく。その中で、それぞれの事業者の沿った計画、要請、自らやっていくということになるんだと私は理解をしているんですけれども、違うでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 石井議員さんのおっしゃるとおりで、高齢者、障害者等、皆さんが使えるような駐車場としてスタートするのが理想でございますが、今回のコインパーキングにつきましては、御宿駅は夜、タクシーがなくなってしまうという声が多うございまして、車が運転できる方は車で来ていただいて、安い値段で車を置いて、電車を使っていただくというような趣旨で話がスタートしております。また、今度、今おっしゃるとおりエレベーターの話もございまして、こちらを進めていく中で、駅の構内といいますか、駅前広場などもありますので、あの辺の使い分け、車椅子の方等が使えるような、そんなような協議も今後、JRと協議してまいりたいと考えております。一旦は、高齢者、障害者ということではなくて、駅から遠い方が電車を利用する利便性を高めるというような観点でつくらせていただきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 発端はわかるんですよ。でも、今、答弁もいただきましたけれども、それじゃ、エレベーターができれば、そんなことはやらないんですか。そういうことじゃないと思うんです。ですから、発端の中で、じゃ、これは行政としては計画的に取り組むということが、行政の規範じゃありませんか。その話を私はしているんです。それが、だんだんとということでもいいんですか。そうならないと次の話に進まないということなんですよ、今の答弁の内容は。

やはり本来あるべき姿を議論をして、ひとつひとつ組み上げていくと。それは私は、そんなに遠い将来じゃないと思いますよ。違いますか。そういう面では、そのことと、最後に今後の公共施設のあり方について、似たような趣旨でございまして、ちょっと先にもう進めさせていただきたいと思っております。

この間、テニスコート、先ほどちょっと申し上げましたけれども、それから、委員会等ではB & Gのプールですね。それから、プールも屋根だけじゃなくて本体工事、それから、体育館のほうも相当傷んでいるよというようなお話もありました。それから公民館、これもまだまだ、冷暖房含めて相当多額な工事が残っているというふうに伺っております。それから、急遽壊れたという中では記念館のエアコンですね。これは4つで4,000万円、2つで2,600万円という第一段階の見積もりだというようなご説明も受けました。

老朽化ということで、長寿命化計画はあるわけでありましてけれども、じゃ、アクションプランはどうするのか。それで、アクションプラン、実行計画を立てたとしても、この間も、例えば公民館であったわけでありましてけれども、中の修繕をかけたならアスベストが残っていることが判明をした。それから、具体的に工事に入ったら想定以上に傷んでいた。直したと思ったらすぐ隣がまた壊れたと、それもかなりの金額になるんだと思うんですね。それが実態であると思いますので、じゃ、その辺のまず大きな優先順位ですよ。どうしてつくっていくのか。

それから、具体的には右肩下がりの中で、いわゆる政策予算というのはほとんどなくなっていくんじゃないですか、町長。大きく小学校だとか、岩和田小学校だとか含めて、さまざまなことが検討されてきております。それから、先般も議論がありましたけれども、保育所だとか、さまざまな使わなくなったものですよ。そうしたものに何ら方針が示されないままというのが実態じゃありませんか。それもひとつひとつ整理していく、そのほかに現在使っているのが、この中では整理するということだと思えますよ。そうしたものをどうされていくのか、ちょっと最後ですけども、それについて答弁を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 公共施設の老朽化につきましては、全国的な課題となっております。御宿町においても人口減少等ですとか、老朽化に伴う更新、費用の増大を踏まえた中で、3月に公共施設等総合管理計画を策定させていただきました。これを推進するための計画の進行管理、調整、推進するための組織として、計画にも記載しておりますけれども、庁内の計画推進会議を設置をいたしまして、計画の中で定めた基本方針、または施設類型や施設ごとの基本方針を基本に取り組み内容の検討を進めまして、公共施設等全体の修繕、更新等の必要な時期を見通し、この結果を踏まえて、計画推進会議において横断的な視点から、他の施設との優先性や緊急性、重要性、財源の見通しについて検討し、協議を進める時期の計画も含めまして、おおむね5カ年で取り組むべき内容を中心に推進計画を作成をしたいと考えております。この推進計画に基づきまして、議員の皆様からのご意見もいただきながら、30年度をスタートの年

度とする第4次総合計画後期基本計画に反映をさせ、推進をしてみたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 町民にいただきました大事な税金でございますので、生きる使い方、ぜひ工夫していただくことを申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で10番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第2、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

田邊企画財政課長の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成28年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2ページの繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容は、平成29年第1回定例会にて議決いただきました繰越明許費と同様であり、事業費及びその財源について繰り越し手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものです。

事業ごとに説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費の弁護士委託は、妨害排除等請求事件に係る訴訟事務の一部が年度内に完了しない見込みとなったことから、委託費75万6,000円を繰越明許費に設定したもので、同額の75万6,000円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために前年度から繰り越した一般財源でございます。

3項戸籍住民台帳費の個人番号カード交付事業補助金は、マイナンバーカードの発行やカード管理システム等に要する経費で、平成28年度の補正予算に伴って実施される、国におけるシステム改修が年度内に終わらない見込みとなったため、これに対する町からの事業費補助金60万3,000円を繰越明許費に設定したものです。繰越明許費と同額の60万3,000円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために前年度から繰り越した国庫補助金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費の臨時福祉給付金事業は、国の経済対策に係る臨時福祉給付金の支給に要する経費で、国の補正予算の時期の都合上、申請期間を5月までとしたことから、事業費2,463万3,000円を繰越明許費に設定したものです。繰越明許費から平成28年度に支出し

た額を除いた1,900万1,462円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために前年度から繰り越した国庫補助金でございます。

4款衛生費、3項上水道費の南房総広域水道企業団出資金は、南房総広域水道企業団で実施した非常用発電設備整備事業における地盤改良事業において、対象地盤の一部が特異な地質であることが判明したことにより追加工事が必要となり、年度内に事業が完了しない見込みとなったことから、本事業に対する出資金627万9,000円を繰越明許費に設定したもので、同額の627万9,000円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために前年度から繰り越した地方債及び一般財源でございます。

7款土木費、1項土木管理費の網代湾深浅測量委託は、年間を通じた砂の動きを観測するため、年5回の測量を予定しておりましたが、夏季直前のデータが取得できなかったことから、専門家等の意見も踏まえ、6月末まで履行期限を延長したことに伴い、委託費577万9,000円を繰越明許費に設定したもので、繰越明許費から契約により生じた1,000円未満の不用額を除いた577万8,080円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために前年度から繰り越した一般財源でございます。

2項道路橋梁費の1089号線落石防止工事は、当該工事箇所が南房総国定公園の特別地域に指定されているため、所定の手続に時間を要し、また、使用部材が受注生産であるため、その製作に時間を要することから、工事請負費460万1,000円を繰越明許費に設定したものであり、契約により生じた1,000円未満の不用額を除いた460万800円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために前年度から繰り越した基金繰入金及び一般財源でございます。

3ページでございます。

11款災害復旧費、5項公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧工事は、工期を平成29年12月までと見込んでいることから、工事請負費700万円を繰越明許費に設定したもので、全額の700万円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために前年度から繰り越した国庫負担金、地方債及び一般財源でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第3、報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

田邊企画財政課長の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成28年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

2 ページの事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

5 款農林水産業費、1 項農業費の畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金は、事業実施主体が行う牛舎建設工事において、建設予定地の岩石の撤去作業と排水作業が追加となり、不測の日数を要したため、年度内に事業を完了することができなかったことから、支出負担行為額 1 億 777 万 8,000 円の全額を事故繰り越したものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第 2 号を終了いたします。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

主な内容は、一億総活躍社会、女性の活躍推進実現に向け、個人住民税における就業調整をめぐる課題に対応するため配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、固定資産税では、保育の受け皿整備の促進のための税負担軽減措置等の創設がされたほか、災害に関する被災代替家屋、被災住宅用地等に係る特例措置の創設及び拡充、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用期限の規定の整備を行うため、御宿町税条例の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページの第33条、所得割の課税標準について、第 4 項、特定配当等のうち、特定上場株式等の配当等については、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、個人住民税の

申告書を提出した場合に、所得税と住民税で違う課税方式を選択できることを明確化するため、条文の整備をするものです。

第6項、特定株式等譲渡所得割においても、同様の改正を行うものです。

2ページ、第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、第33条の改正に伴う条文の整備を行うものです。

第48条、法人の町民税の申告納付及び5ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続については、延滞金の計算の基礎となる期間について定めていますが、引用条文の整備をするほか、文言の明確化の整備を行うものです。

6ページ、第61条、固定資産税の課税標準のうち、第8項、償却資産に係る課税標準については、震災等により滅失等した償却資産に係る、償却資産を取得した場合の特例措置、課税標準額を最初の4年間、価格の2分の1とするということが追記されたことから、対象条文の整備をするものです。

第61条の2、法第349条の3第28項等の条例で定める割合は、保育の受け皿整備の促進のための規定の創設がなされ、保育事業の用に供する固定資産に対し課税標準の特例措置を整備するもので、第1項家庭的保育事業、第2項居宅訪問型保育事業、第3項事業所内保育事業の特例率をそれぞれ2分の1とするものです。

7ページ、第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、居宅用超高層建築物の税額の案分方法について、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出の規定が設けられたことによる引用条文の整備をするものです。

第63条の3、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申出は、文言の整理をするほか、第2項において被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の供用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けられるようにするための規定の整備をするものです。

9ページ、第74条の2、被災住宅用地の申告も、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、住宅用地特例を適用する規定の整備をするものです。

10ページ、附則第5条、個人町民税の所得割の非課税の範囲等は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う文言の整備をするものです。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、適用期限を3年間延長するものです。

11ページ、附則第10条、読替規定については、地方税法の課税標準の特例に、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産を取得した場合の規定の改正があり、対象条文の整備をするものです。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、固定資産における課税標準の特例措置、わがまち特例を定めていますが、法律改正に合わせ、引用条文の整備をするほか、改正前第15項及び第17項を削除し、第16項を第15項に、第18項を第16項とし、新たに第17項、認可外である特定事業所内保育施設の特例率を2分の1、第18項、緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地の特例率を3分の2と条文を整備するものです。

12ページ、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告については、引用条文の整理をするほか、14ページから15ページに続く第9項、耐震改修、第10項、省エネ改修に係る申告の規定を追記するものです。

16ページ、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例については、引用条文の整理をするほか、三輪以上の軽自動車で、第5項、75%軽減対象車は電気自動車、天然ガス自動車、第6項、50%軽減対象車は、平成32年度燃費基準プラス30%達成乗用軽自動車、平成27年燃費基準プラス35%達成貨物軽自動車、第7項、25%軽減対象車は平成32年度燃費基準プラス10%達成乗用軽自動車、平成27年度燃費基準プラス15%達成の軽貨物自動車について、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の燃費基準の規制を追記し、対象期間を31年度の課税分までとするものです。

17ページ、附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例については、第1項、グリーン化特例（軽課）の賦課徴収の判断は、国土交通大臣の認定基準により判断する。第2項、納期限後に燃費性能の偽装により国土交通大臣の認定が取り消しされ、税額に不足が生じた場合は、認定申請者または一般取得者を不足額に係る所有者とみなし課税する。第3項、前項の不足額に10%を加算した金額を納付すべき税額とする。第4項は、第2項の適用がある場合の延滞金の計算について読みかえ規定を整備するものです。

18ページ、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例は、第33条と同様に、上場株式等の配当等については、所得税の確定申告書が提出されている場合で、個人住民税の申告書を提出した場合には、所得税と住民税で課税方式を選択すること等を明確化する条文の整備をするものです。

19ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、引用条文の整理をするほか、適用期限を3年間延長する

ものです。

20ページ、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る町民税の課税の特例は、18ページ、附則第16条の3で改正した所得税と住民税で課税方式を選択できること等を明確にした整備同様、日本台湾民間租税取決めにより発生した利子及び配当についても適用しようとするものです。

同じく附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の第4項、租税条例締結国との間で発生した利子及び配当について、同様の適用をする規定の整備をするほか、第6項で第4項の改正に伴う所要の規定の整備をするものです。

次に、22ページ、改正附則第1条中、第1号は、改正附則第5条の施行日を公布の日からとするものです。

第2号は、本附則第5条で改正した個人の住民税の所得割の非課税の範囲等のうち、配偶者控除に係る部分の施行日を平成31年1月1日とするものです。

第3号は、附則第10条の2、わがまち特例で新設された第18号、緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地の特例については、施行日を都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とするものです。

改正附則第2条は町民税に係る経過措置で、第2項、前条第2号の規定に関する部分は、平成31年度以後の年度分の町・県民税に適用し、30年度分までは従前の例によるものとするもの。第3項、法人町民税の申告納付及び不足税額の納付の手續に係る延滞金については、平成29年1月1日以後に納期が到来するものについて適用する。その他、別段の定めのないものは、平成29年度以後の年度分の町・県民税に適用し、28年度分までは従前の例によるものとするものです。

改正附則第3条は固定資産税に関する経過措置で、第2項、地方税法の課税標準の特例、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産を取得した場合の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等で、平成29年度以後の年度分の固定資産税に適用する。

第3項、保育事業の用に供する固定資産に対する特例は、平成30年度以後の年度分から適用し、平成29年度分までは従前の例によるものとするもの。

第4項、被災被害地復興推進地域に定められた場合の居住用超高層建築物供用土地に係る税額の案分方法及び住宅用地特例は、平成28年4月1日以後に発生した震災等で、平成29年度以後の年度分の固定資産に適用し、同日前に発生した震災等に発生した震災等によるものは、従前の例による。

第5項、今回、わがまち特例で削除された平成25年4月1日から平成29年3月31日の間に新たに取得した協定倉庫の固定資産税は、なお従前の例による。

第6項、同じくわがまち特例で削除された、平成26年4月1日から平成29年3月31日の間に新たに取得したノンフロン製品の冷蔵・冷凍機の固定資産税は、なお、従前の例によるものとする。

その他、別段の定めのないものは、平成29年後以後の年度分の固定資産に適用し、28年度分までは従前の例によるものとするものです。

23ページ、改正附則第4条は軽自動車税に関する経過措置で、第2項、グリーン化特例基準の国土交通大臣の認定取り消しによる附則税額に対し、納付の申し出の機会を与え、申し出の機会を与えられた第三者が申し出をしたときは、第三者を賦課期日現在の所有者として軽自動車税の規定の適用をする。

第3項、前項の申し出をした第三者は、その申し出を撤回できないものとする。

その他、別段の定めのないものは、平成29年度以後の年度分の年度分の軽自動車税に適用し、28年度分までは従前の例によるものとするものです。

改正附則第5条は、平成28年条例第23号で改正した軽自動車に係る内容に文言を追記する。次に、平成28年11月に改正した平成26年条例第5号の軽自動車に係る表中の文言を整備するものです。

この条例の施行期日につきましては、別添の資料に記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第5、議案第2号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) 議案第2号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、番号法第19条第7号に定める法定事務の情報連携に加えて、第8号として、条例で定める独自利用事務の情報連携が新たに定められることの影響による改正でございます。

新旧対照表に基づきましてご説明させていただきますので、お手元の新旧対照表1ページをご覧をいただきたいと思っております。

第2条第9号の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条に新設された独自利用事務における特定個人情報の情報連携を行った場合においても、情報提供等記録に含むこととするものでございます。

第28条第5項の改正は、番号法第19条第8項に独自利用事務における特定個人情報の提供を行う情報照会者または情報提供者の定義が追加されたことにより、同様に条例に規定をしますものでございます。

続きまして、2ページ、第30条第2項第1号の改正ですが、番号法第26条が新設されたことに伴い、番号法第28条が29条へ繰り下げられることによる影響によるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の低所得者に係る軽減措置の拡充がされたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

1 ページ、第21条につきましては、国民健康保険税の減額について定めていますが、第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得については、算定における被保険者の数に乘ずべき金額を26万5,000円から5,000円引き上げ、27万円とするものです。

第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得については、算定における被保険者の数に乘ずべき金額を48万円から1万円引き上げ、49万円とするものです。

2 ページ、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成29年度以後の国民健康保険税に適用することを定めるものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたい

と思います。

軽減の区分ごとの軽減判定所得を現行と改正案別に整理、比較をし、二重線を引いてある箇所が改正するところとなっております。

なお、本改正案につきましては、去る6月1日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただきましたことを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(午後 4時46分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時57分)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第4号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 議案第4号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

このたび提案いたします補正予算案につきましては、御宿ダム管理用道路の倒木・土砂の撤去及び漏水にかかわる修繕費用を追加するほか、浄水場の機器更新に伴う工事請負費の不足額を追加するものです。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条収益的支出でございますが、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用を282万円追加し、補正後の水道事業費用の総額を3億3,258万1,000円とするものです。

第3条資本的支出でございますが、支出予算の第1款資本的支出、第1項建設改良費用100万5,000円追加し、補正後の資本的支出の総額を1億7,036万円とするものです。予算の追加により発生する資金手当てにつきましては、当年度純利益見込額にて収支調整いたします。

補正内容の詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費ですが、10節修繕費で162万円の追加、御宿ダム管理用道路にかかわる崩落土砂の撤去費用です。

次に、2目配水及び給水費ですが、10節修繕費で120万円。漏水修繕に対応するものであり、今年度、水道本管の漏水が既に2件発生したことから、予算残額を踏まえ、必要見込額について追加をお願いするものです。

資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水費ですが、1節工事請負費で100万5,000円の追加。浄水場内において原水と薬品を攪拌する機器が4基あり、そのうち

1 基が故障したことから早急に対応する必要性があり、更新費用の追加をお願いするものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4 ページに計算書を添付いたしました。収益的支出予算にかかわる資金調整として当年度純利益予定額を精査いたしましたところ、収益黒字が135万1,000円、資金の見込み期末残高は7億5,744万9,793円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

3 ページであります。水道事業費用ということで、1 目原水及び浄水費ということで、ダム管理用道路修繕ということで、162万円ということで補正計上されておるわけですが、いわゆるダム管理用道路の目的があらうかと思いますが、それに対して、今の現状どうなっているのか。

それから、たしか新年度予算におきまして、安全でおいしい水のPRということでペットボトル、これの配布事業ということで提案があったかというふうに思います。その面では、安全でおいしい水というのは水道法からも求められているわけですが、それに照らして、いわゆる不正侵入者対策だとかを含めまして、水道事業、あとダムの管理、運営について含めまして答弁を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ダムの管理用道路の現状等につきまして、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、ダムの管理用道路の役割でございますが、ただいま石井議員さんご指摘のとおり、御宿ダムにつきましては、御宿町に水道を配水する際の原水をため込む場所であり、非常に重要な役割を担っております。特に御宿町につきましては、1 日平均約2,500立米の水が消費をされておりますが、そのうち3分の2程度が御宿ダムの原水を利用した形で給水されているような実情です。

そのダムにつきましては、ただいまご発言のとおり、安全な原水の管理というものが非常に重要であり、そうしたダムの状況をしっかりと管理し、監督するための管理用の道路として、常に整備されていることが望まれているところです。

今回、大雨に伴いまして、倒木で約20本、土砂のボリュームでいきますと、目測ではござい

ますが、約90立米弱の土砂が点在をしております、現状といたしましては、ダムの管理用道路が周遊できない状況になっております。

ダムの管理用道路、全長で約4キロにわたっておりますが、非常に山合いの中でのダムですので見通し等が悪く、また安全上の管理という部分ではなかなか厳しい面もございますが、ただいまご指摘のとおり、安全を担保する上では、より一層こうした形での安全がより担保できるような対策というものを今後検討しながら努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

たしか、かつて見させていただいたとき、大分、管理道路とダムの上に相当樹木、これもかなり太くなっているという中で、上がった中で全般を一度に見回すことはまず非常に困難だという状況があったと思います。すぐというわけにはまいらないとは思いますが、順次計画的な管理をお願いしたい。

それともう一つ、たしか入り口に、不審者等ということで鉄柵があって施錠してあったというふうに思うんですね。これで万全なのかどうか、それについて確認をしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ダムの安全管理ということで、ただいま議員ご指摘のとおり、ダムの入り口につきましては不審者注意ということでネットフェンス、2メートル強、3メートル近い高さのネットフェンスで、一般的には入れないような構造になっております。

しかしながら、山合いの中でのダムですので、事実上は、勝浦と御宿境のところに赤道が事実上1本ございます。どうしてもその辺、赤道を通じて、特に釣りを楽しまれる方の侵入がたびたび見受けられ、地元の派出の警察のほうに協力をいただきながら定期的なパトロールをお願いしているところです。

しかしながら、まだまだパトロールはするものの、一向に侵入者というものが完全に除外できるものではございませんので、より一層の安全の担保という中では、今後、赤道からの侵入を防げるような何らかの鉄柵なり、そういったもので対応を図っていかねばいけないというふうに認識をしております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第8、議案第5号 平成29年度御宿町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第5号 平成29年度御宿町一般会計補正予算(案)(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに1,880万5,000円を追加し、補正後の予算総額を35億4,180万5,000円と定めるものでございます。第2条につきましては、地方債の追加について定めるものでございます。

予算書の内容についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目公共施設維持管理基金繰入金、1節公共施設維持管理基金繰入金の140万円は、排水処理施設において緊急に実施する設備取りかえ工事の財源として追加するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の1,450万5,000円は、収支の不足に対応するため、平成28年度の実質収支の見込みを勘案した上、追加するものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の250万円は、高山田区が実施を予定するコミ

コミュニティ活動事業に対して、一般財団法人自治総合センターから助成の決定があったため、歳入予算を追加するものです。

21款町債、1項町債、7目消防債、1節消防施設整備事業債の40万円は、消防団第2分団消防詰所建設予定地の用地確保に必要な測量費の財源として追加するものでございます。事業メニューは緊急防災減災事業債を予定しており、測量面積に対する整備予定面積の割合により、起債可能額は40万円となります。

以上、歳入予算に1,880万5,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、15節工事請負費の453万6,000円は、老朽化が著しい町有建物の解体を実施するものです。

4目企画費、19節負担金及び交付金の250万円は、高山田区が計画するコミュニティ活動に対する助成金で、一般財団法人自治総合センターからの助成決定に伴い、予算を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、13節委託料の517万円は、御宿版C C R C構想の詳細検討及び地域再生計画の策定支援業務委託費です。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、15節工事請負費の149万1,000円は、堺川排水処理施設における設備取りかえ工事費で、当初予算調整後に、処理水の攪拌ブロワの故障が判明したため、当予算を追加し、早急に修繕を実施いたします。

6款商工費、1項商工費、4目月の沙漠記念館管理運営費、11節需用費の27万5,000円は、月の沙漠記念館前広場の照明灯の修繕費です。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、13節委託料の350万円は、消防団第2分団消防詰所の建設予定地の用地測量費で、建設予定地を含む土地全域の測量が必要なことから、予算を追加するものです。

9ページです。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の99万4,000円は、御宿小学校共同調理場前に埋設されている配水管およそ16メートルの入れかえ工事費です。

3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の6万9,000円は、中学校ソフトテニス部の県大会出場が決定したため、補助金を追加するものです。4項社会教育費、2目公民館費、11節需用費の27万円は、公民館1階大ホール入り口付近の天井の漏水修繕費でござ

います。

以上、歳出予算に1,880万5,000円を追加しております。

続きまして、第2条の地方債補正についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

地方債の追加でございます。

目的は消防施設整備事業で、内容は消防団第2分団消防詰所建設予定地の用地測量です。限度額は40万円、その他条件はご覧のとおりでございます。事業メニューは緊急防災減災事業債を予定し、充当率は起債対象経費に対し100%、元利償還金の70%は今年度の普通交付税基準財政事業額に算入されます。

なお、歳入予算でも説明いたしましたが、測量面積に対する整備予定面積の割合により、事業費350万円に対しまして起債可能額が40万円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

8ページ、歳出のほうであります。財産管理費、工事請負費、建物の解体工事ということで453万6,000円ということですが、この事業の詳細について説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 町で持っております木造建物1件、こちらの老朽化が著しいためにこれの撤去費用と、もう一つにつきましては、天の守の三峰神社の下のほうでございますが、山体の崩れを防止するために、以前、土地を購入しておるわけですが、そこに付着していた建物の残骸と申しますか、家屋の跡が残っておりますので、その除却をお願いするものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

一つは大体の場所がわかったんですが、最初の部分の物件のところのおおよその場所。1件目の物件のおおよその場所。2件目は説明でわかりました。

それと、今後まだこうしたものがあるんじゃないかなという感じもするんですが、それをどうされるのかということと、解体した後は、多分更地になるのかなという感じはするんですけど

れども、そうした後、土地利用をどうするのか。それについてどう考えるのか。また、今後こうしたものがあるのかないのかを含めて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼しました。

最初の物件でございますが、六軒町地先でございます、所在地が686番地ということで、六軒町のすし久さんの裏手に当たります。

また今後、除却した後どうするのかということでございますが、更地になりまして、ほかの町有地と同様に、売却の方向で進めてまいりたいと思っております。

また、ほかに同様の物件がということでございますが、現在把握しているのは、ほかにはないと認識しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。売却ということでございますが、定住を含めたいろいろな施策等もつくっておられると思いますので、そうした中で有効な活用、売却という中でもいろいろあろうかと思えます。

それからもう一つ、2つの面積がわかれば、解体するんじゃなくて、その土地の全体の面積も、すみませんが、それもあわせてお聞きしたい。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 六軒町地先の物件ですが、先ほど申し上げました486番地というのが6,546平米という大きな筆になっておりまして、その468.6平方メートル、こちらがその建物の敷地ということで認識しております。

また、天の守のほうは宅地でございます、304.14平方メートルということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

同ページ、8ページの民生費、老人福祉費、517万円。御宿版C C R C構想詳細検討及び地域再生計画策定支援業務委託ということでありますが、この具体的な事業の内容について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） この事業につきましては、御宿版C C R C構想の詳細検討及び地域再生計画の策定を進めるにあたりまして、業務を委託することにより、より着実な実施に向けた内容とするため、補正予算に計上させていただきました。

地域再生計画についての国の申請の流れでございますが、事前相談を本年12月、認定申請を来年の1月に予定しております。認定要件といたしましては、事業主体が特定されている、または特定される見込みが高いこととなっております。

本業務の内容といたしましては、地域再生計画の策定支援と構想の詳細検討でございますが、交流拠点の検討、活躍の場、プログラムの検討、導入機能等に係る可能性の検討などがございます。

金額につきましては、今計上してございます517万円、財源は一般財源を予定しております。以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先ほど一般質問でちょっと触れましたけれども、町にとって大変大事な課題の整理につながるものというふうに理解をしております。また、本御宿版C C R Cにおきましては、いわゆる福祉というくくりよりも、町づくりに資するということであったかというふうに思います。

またこれは、過去、教育民生ですか、協議会で今後についてということで協議がなされましたが、そのときの意見の中で、これはそういう性質のものから全庁体制であたるべきではないかという意見が、たしか出されたというふうに思います。それについては、どのように事務として推移されているのか。現状、課題はどのように考えておるのか。

それから、たしか会議等については3回程度というふうに理解をしておりますが、12月までには事前相談、1月には申請といった中では、本当にこの夏、先ほども言いましたけれども、これをつくっていかなければならないということだろうなというふうに思うんですね。

なおかつこれは、一番の推進部隊は、先ほども一般質問でも触れましたけれども、人だというふうに私自身は認識しているんですが、その辺も含めまして、現状をどのように把握しているのか、推進体制。委員会は委員会で3回というふうに思うわけでありましてけれども、それ以外も細かな各段階で協議をしながら、一回一回の会議を私は成功させなければならないというふうに考えるわけでありましてけれども、それも含めましてもう少し具体的な、もうこれ、議会が終われば即というふうにも思うわけでありましてけれども、もう少し見えた形で具体的な説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 御宿版C C R C構想につきましては、本年3月議会において可決いただきました。また、議案審議の中で町長が、御宿版C C R Cは町づくりであるので、

全庁体制により進めると答弁いたしました。

このことから、5月25日に御宿版C C R Cに係る庁内会議を開催し、町長、副町長、各課長が出席しました。会議では、構想について説明し、その後、意見交換を行いました。また、会議の最後に町長から、副町長を中心としたプロジェクトチームを立ち上げる旨、話がありました。

これを受けまして、翌26日にプロジェクトチームを発足しました。メンバーは、副町長をリーダーに総務課長、企画財政課長、企画財政課主幹、産業観光課長、建設環境課長、保健福祉課3人の計9人となっております。

第2回目の会議は、定例会終了後に実施する予定でございます。

推進協議会につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、3回を11月までに実施する予定でございます。時間がない中ですが、職員が協力してやってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

しっかりと、町長、体制をとっていただいたようでございますので、進行管理をきちんとしていただいて、必ず、先ほど申し上げましたけれども、結論が出る会議、前に進む会議というふうに最終的にはまとめていただきたいと思うわけでありますので、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

同ページの商工費であります。月の沙漠記念館管理運営費ということで施設修繕料、これは前の照明灯というようなご説明がありました。関連ではございますが、この記念館の周辺にヤシの木がございまして、たしか記念館のすぐ裏手、北の部分、そこに休憩施設みたいな感じになっているわけでありますけれども、たしかそのヤシの木が大分前から、私は枯れていたように思うんですね。これも夏前でございますので、そうした対応もあわせて、私はとる必要があるんじゃないかというように思うんですけれども、これはそのままでもよろしいのでしょうか。それも含めまして承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 補正のほうの27万5,000円につきましては、記念像側の、ちょうど記念館の広場の角になりますが、段差がございまして、看板等々があるところですね。

あそこの照明が機械の器具ごと壊れてしまったということで、夜、段差のためにあるものなんです、それが切れているというところで、4基を更新するものでございます。現在は、記念館の塔の中から電気を照らすような形で危険防止を図るような形をとっております。

議員がおっしゃるヤシの木につきましては当方も把握はしておりまして、本当に枯れているのかということでの様子見を今までしていたというところでございます。造園会社のほうに確認したところ、やはり枯れているということでございますので、これにつきましては、ちょっとうちのほうでできるものであれば撤去というか、伐採を図っていくような形になると思います。現在のところ、自分たちでやるということで考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

適切な管理をしていただきたいというふうに思います。

最後であります、9ページ、教育費、公民館費ということであります。先ほどもちょっと修繕というか、補修の話をさせていただきましたけれども、施設修繕料ということでございます。27万円ということでございますが、この場所、具体的な内容について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 工事箇所、具体的な場所になりますが、公民館1階のラウンジの天井の漏水になります。給水管が天井裏を通っております、そちらのつなぎ目の部分のユニットのところから、さび等によりまして、破損をいたしまして漏れているということで、天井を含めての改修工事になります。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

たしか公民館の雨どいというのは、2階の部分からパイプで2階部分のフロアのところに一回落とすんですね。小学校もたしか似たような構造になっているんですが、そこでまたパイプに入れて、外から見たやつですけども、そんな形で、非常によくわかりづらい構造になっているんですね。当時はそういう設計というのが流れというんですか、当たり前だったのかもわかりませんが、今から見ると非常にわかりづらい設計でありますし、一回通路に落ちますから、やはりそこからさらに建物が傷んでくるということもありますし、大した雨じゃないのに、濡れているためにそこを使えないということもあろうかと思えます。そうしたものが最終的にその通路のところも多分通っていくんじゃないかと一部思うわけでありましてけれど

も、そんなことも含めて、緊急だから直すということはわかるわけですが、全般的にどうするのかということはあるというふうに思いますので、それも含めまして適切な対応、特に御宿町の公民館というのはほとんどあきがない、利用が多いというふうに伺っておりますので、早目の対応が必要ではないかなというふうに思うわけでありまして、その辺についてはどう考えるのか、伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 今年度、当初予算のほうに計上させていただきましたが、やはり昭和50年代前半に建築した建物ですので、間もなく40年を迎えるということで、さまざまな場所が老朽化が進んでおります。今年度、そうした修繕箇所、また大規模改修が必要な箇所を調査しまして、計画を立てて、今後の工事の必要な箇所等を点検するための委託を間もなく進めたいと考えておりますので、またそちらができ上がりましたら、総合計画、アクションプラン等に載せていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

8ページの老人福祉費なんですけれども、この積算根拠というのは、前回は894万5,000円何がしです。これは国庫補助という形で、今回は全て一般財源という形の中で、委託ですから、どういう形でこの517万円が出てきたか全く見えないんです。

物をつくるとかなんとかなら、車を買うとか、そういうのはわかりますけれども、随契でやる業者の見積もりをそっくり出してきたのかということなんですよ。あなたたちが積算したのか。業者が丸々出してきた、随契でやる業者から出してきたのか。じゃ、積算根拠はあるのか。人件費、経費等々含めてあるのかと、まずそれを聞きたいと思います。積算の根拠、517万円の積み上げ。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 当初は参考見積もりをいただきました。それを見まして、私どものほうで必要、必要ないと項目で判断いたしまして、うちのほうで再度資料をつくりまして、それで見積もりを出していただいたということでございます。

○1番（瀧口義雄君） ほかは。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 一旦、参考見積もりをいただきまして、それで項目、必要、

必要ないとうちのほうで判断しまして、それで見積もりをつくりました。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

要するに、随契をやる業者から積算根拠をもらって、それで省いたというお話ですよ。そう理解しています。

そういう中で、本来、役場内でやるという話だったけれども、けつが詰まっているということで業者委託と。それは、特にあなたのところは人間を扱っていて大変ですから、僕はそうしたほうが良いと思っています。それについては全くそのとおりでと思っていますけれども、それでは、何か副町長を頭にプロジェクト、また委員会がある、この業者と。業者は業者で、この支援委託業務をやっていくわけですよ、つくっていくわけですよ。これとの、できてからやるんじゃなくて、要するにその3体がどうやって回転していくのか。これを短期間で、業者は業者で進んでいくでしょうけれども、どのようにするのか。短期間だと。

それともう一点、普通、入札だったら歩切りと差額が出るわけですよ。当然自分がつくったものだから、それを計算して、言いなりじゃなくて値切りなさい。それでダメならその業者は外して、正式に入札をかければ良いんです。

随契というのはわかりますよ。やったものだから次にやると。基本設計をやって、実施設計をやる、もうこんなのは決まった世界で、言いなりの世界じゃ、これは一般財源ですから。業者等、通常あるんですから。言った値段と入札でかける値段は歩切りをやって差額が出る。入札差金が出るんですから、幾ら交渉するかはあなたの腕次第ですけども、それで応じないのなら、そんなものはとっ外してちゃんと入札をやれば良いですよ。こんな業者なんか、あふれるほどいますから。ちゃんと構想ができていますから、構想を見ればできるんですよ。

本来なら、これは随契じゃないですよ。応募して来ないとか来るんじゃなくて、来なかったら随契すれば良いんです。それは基本的な話ですよ。私たちは、役場であなたたちがやるということを言っていたから、大変だなと。それこそ500万円、ボーナスでもあげたいぐらいですよ。でも、そういう形でやるんでしたら、その業者、なかなかわからないものがあるんですけども。

もう一点、これは副町長に聞きたいんですけども、前、あなたはいなかったですが、894万円のこの事業をやる前に、町長は業者と庁舎外で会っているんですよ。こんな不見識なことはしないでいただきたい。私、これはお願いなんです。その後これが事業化していく、バックにはいろいろなものがあります、業者ですから。それは当たり前です。そういう中で、適正を

頼む、どうやってその方針を示していく、あなたはその主任だと、トップかは知らないけれども、その方針をまず言っていたきたいのと、さっきの2点。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今後、金額については、交渉してまいりたいと考えております。

また、業務の進め方でございますが、業者の支援を受けながらプロジェクトチームの会議を開催し、構想の詳細検討を行い、その内容をもとに生涯活躍のまち推進協議会を開催し、協議をいただきます。推進協議会後には、教育民生委員会協議会、あるいは議員協議会において推進協議会の報告をするとともに、議員の皆さんのご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。この流れを何度か繰り返し、詳細がまとまってきましたら地域再生計画に落とし込み、国の事前相談に臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 今後の取り組みでございますけれども、何はともあれ一番大切なことは、地域再生計画について国の認定を受けることだというふうに考えております。

国の地域再生計画の認定につきましては、事業の実効性でございますとか実現性について非常に厳しく審査をされているというふうに捉えておりますので、事業の実現に向けて、あらゆる手段をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） ちょっとおかしな答弁ですけども、事業の実現化に努めている、これが一番大事だと。それは当たり前なんですけれども。私の言ったのは、適正に業務がいくようにと、言っている意味、わかりますか。これは事業ですよ。いろんな業者が入ってきますよ。この世界ですから、あなたもご存知のように。ですから、その適正化をどうするか。事業言々じゃないんだよ、私の言っているのは、適正化をどうやって保持していくかということ、今聞いたわけですよ。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 適正ということでございますけれども、贈収賄事件等、そういうものに発展しない限りにつきましては、やはり事業の成功について何が大切かという視点で私は捉えていきたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 贈収賄とか、そんな話、していないじゃないか。この後、業者が出てくる中でそんな姿勢でやるのか。というのは、前回そういう話があったから、業者と注意して動けということだよ。贈収賄があるとか何とか言っていないじゃないか。適正化に努めてくれと。じゃ、それにはどうしていくんだと。贈収賄までやるんなら、世の中終わりになるじゃないか。そうじゃないだろう。

トップとしてこの老人の福祉、これを超えて町づくり等をやる中で、多様な業者が出てくる中で、公務員として適正に扱えと言っていて、贈収賄までいっちゃうのか。適正に扱う、どうするんだというのに、あなたは答えていないじゃないか。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 3回目でございますけれども、適正の定義、なかなかいろいろ難しいところではございますけれども、いろいろな業者さんがいる中で、事業が成功できるということを最優先に、皆様とお話を聞いていながら決めていきたいというふうに考えております。

（瀧口議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第6号 平成29年度御宿町一般会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

田邊企画財政課長より、議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第6号 平成29年度御宿町一般会計補正予算(案)(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに244万4,000円を追加し、補正後の予算総額を35億4,424万9,000円と定めるものでございます。

予算書の内容についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の244万4,000円は、収支の不足に対応するため、28年度の実質収支の見込みを勘案した上、追加するものです。

以上、歳入予算に244万4,000円を追加しております。

7ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費、9節旅費の159万円は、町長及び議会の代表者、町職員の計3人分のメキシコへの航空運賃、宿泊費等です。11節需用費の19万円は、現地で開催されるイベント参加に要する消耗品費です。13節委託料の66万4,000円は、イベント参加のための委託費で、以上、歳出予算に244万4,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

5番、滝口一浩君。

○5番(滝口一浩君) 5番、滝口です。

何点か質問をさせていただきます。

委員会を初め、協議会で再三再度、言いたいことは言わせていただいていますけれども、最後のこの議会でちょっと気になる点というか、旅費の159万円、これ、53万円掛ける3人ということと、国際交流事業委託66万4,000円の中に国際交流協会長の53万円の旅費があるということは、この間の議員協議会で聞きました。

もう少し、この53万円に関するものと、消耗品、国際交流事業の残りの13万円程度なんですけれども、その辺の詳細と、ブースで何をするのかと、この辺に関してはパネル展示とつるし

雛の展示ほかと書いてあるんですけれども、ちょっとその辺がよくわからない。

あと、岩の井さんをここに出してありますけれども、地域活性化のことで商工会との連携という中で、代表格は岩の井さんだと思いますよ、本当に世界に出ていけるのは岩の井さん。ただ、一応、町長と農水初め商工会、各団体の、御宿の経済の活路を、メキシコに見出すということ豪語していらっしやったので、商工会とのトップ初め事務局とかも、この辺の事業計画とか関連性を全く聞いていないということなんですけれども、その辺をちょっとお答え願えますか。まずは旅費のもうちょっと詳細を、航空運賃が幾らとか大体わかっているものでしょう。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、メキシコ訪問の1人当たりの53万円についての内容をご説明いたします。

飛行機代が26万5,500円を見ております。その他、昨日ご説明いたしました日程がございまして、その日程を消化するために宿泊するホテル代、通訳等の経費と移動用のレンタカー、これで26万4,500円がそういうものということで、宿泊費と通訳と移動用のレンタカーで、1人頭26万4,500円ということで見積もりをいただいております。

これにつきましては内容が変更になる等々がありますので、最終的に決算の中でどういう費用がかかったということがわかってきますので、今想定できる費用ということで算出されておるところでございます。

あと、御宿のブースということで、これにつきましては、エキスポマネジメントフェア内で御宿ブースを設置していただけるということで、先方から連絡をいただいております。この中で、今までの歴史の流れ、御宿というのはどういうものかというような紹介とか啓発についてパネルを作成して、会場内に展示するような形でございます。このパネルの作成費用等とパネルの翻訳費用、看板ですね。あと、委託ですので報告書を作成していただきますので、その費用を含めて、あと1名の渡航費が入りまして、委託費が66万4,000円ということになっております。

消耗品につきましては、つるし飾りを持ち込んで日本文化のPRをするような形でございますので、こちらは購入していくものでございますので消耗品ということで、昨日ありましたマラソン大会のトロフィー代等もここに入っているような形でございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

大体わかったんですけども、では、ブースに関して多少もっと金額が押すのかなというあれもあったんですけども、こちらからつるし雛を購入してということも出ました。岩の井さんもどのくらい購入していくか、宣伝代をいただいているかわからないんですけども、一応4名ということで、議会からも1名ということで、荷物持ちとしての役目も果たすのかというのも、後でちょっとそこも含めて聞きたいんですけども、一番問題なのは、民間人の国際交流協会長。この協会はどのような団体なのか。公的に認められている団体なのか。前年度の補助金とか委託費は出ているのか。国際交流協会長に53万円の支出を払う大義はあるのか。その辺、ちょっとお答えください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、まず補助金の関係からお答えいたします。

国際交流協会、これにつきましては正式な団体ではないということで前回もお答えしております。任意の組織ということで、まず国際交流協会はそういうことでお答えしております。

平成27年度は、プログラム事業の不足費用も含めまして156万9,421円が補助として行っております。昨年度は60万円が補助金ということで行っております。本年度は70万円が補助金ということで行っておりまして、委託につきましては、今までは委託はかけたことがございません。

この補助金の中で、あと、会の会員の会費で年間の事業が運営されておりまして、例えばメキシコからのお客様の接待や、交流プログラムの中の歓迎レセプションとか、あとはフィエスタ・メヒカーナというメキシコのお祭りの事業を、お台場に行って御宿のPRをしたり、絆記念日のイベントの費用に充てたりしているものでございます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、2点お答えいたします。

まず第1点は、この国際交流協会長の旅費の支出について大義があるのかということでございますが、昨日もご説明をさせていただきましたが、この土屋さんという方は非常にテカマチャルコ市にも人脈を持っております。また、2013年に姉妹都市協定を結んだときに、一緒にご同行、ご参加をいただいたわけですが、以来いろいろな面の歴史的な研究とか、あるいは人脈を活用しての御宿への来訪者の仲立ちとか、いろいろな意味でお力をいただいているわけでございます。

そういう中で、今後の姉妹都市テカマチャルコ市との交流、その点も考慮に入れまして、ぜひこの方は、土屋さんは、今後の御宿町の国際交流事業に非常にお力をいただけるということで、この旅費を支出させていただいても、それ以上のいろいろなお仕事をさせていただけるんじ

やないかなという私の判断で入れさせてもらいました。

もう一点は、商工会、あるいは観光協会とのご協力でございますが、昨日も申し上げましたけれども、まずは岩の井の清酒を販売するといえますか、ルートをつくるということについて、一番の大もとであります岩の井の社長さんに2回ほどお会いしました。社長さん自身も非常に前向きで、ぜひそういうことができればということでございましたので、私もこの案を提案させていただいたわけでございますが、まずは何はともあれ、やはり一番の肝心なことは、この予算を提案させていただきまして、可決をしていただかなければ話が先に進みませんので、それが第1点と、それと、可決をしていただけますれば、即、後ほど、観光協会、商工会の皆様といろいろなお話をしまして、いろいろなご提言、ご意見などをいただき、また、まずはこの産業交流に端緒を開くといえますか、道を開くための、このたびのそういう一つの仕事がございますので、そのことにつきましていろいろなご意見もいただきながら、また、この第1回目のテカマチャルコ市への産業面でのアプローチがどの程度できるのか、これからなんですけれども、努力をしていきたい。

その内容、結果につきまして、また皆様方にもご報告をさせていただきますが、同時に商工会の皆様方、観光協会の皆様方といろいろな協議を持ちまして、この岩の井の清酒の販路がどの程度になるのか、またそのことによって御宿町の観光振興、また商工振興にどのような影響が出て反映されるのか、そんなことを皆さんと協議をさせていただければなと思っております。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

昨日も大体、もうその辺はお聞きしてあるので、その町長の思いは大体わかりました。

でも、国際交流事業が、250万円が支出されてから、ここ2年、3年目ですけれども、この事業、来年はないということを言っていましたけれども、そういう毎年の産業の交流の中で、それをなしにして果たして、じゃ、今回の意味があるのかなという疑問も残るんですけれども、それ言ったらちょっと時間がなくなっちゃうんですけれども、今回の旅費を含めて大体500万円からの公的資金が出ることになります。僕も、大勢の議員の皆さんも、その国際交流に関しては別に何も異論はないわけですね。ただ今回は、そういう旅費が出るのであって、ちょっと慎重にしてくださいということを申し上げているので、なおかつ、やっぱり子どもたちを育てる意味でも海外とかには、中学でオーストラリアとか行っていた時期もありますけれども、僕的には高校生、大学生ぐらいから、手を挙げる子には援助をしたらいいんじゃないかなということも踏まえて、この500万円というお金は、やはり住民にとってはでかい金額になります。

そんな中で、御宿町、財政課長とちょっと先ほど目が合ったので聞きますけれども、御宿町は豊かな町なんですか。その辺をまずちょっと聞いておきたい。

その後、国際交流事業の要綱も、先ほどちょっと石井議員のほうからいただいたんですけども、それとは別で、このA4のぺら1枚で、事業計画もちょっと場当たりのなんじゃないのかと。帰ってきた後、収支とか決済初め、報告もあると思うんですけども、ちょっと事業計画が甘いんじゃないか。その辺は、副町長にぜひ、執行責任者としてのこの支出に関するチェックが、僕的にはちょっと甘いんじゃないかなという感覚を持っているので、その辺をお二方に聞いて質問は終わりにしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 豊かか、豊かでないかというようなご質問でございますが、平成27年度で財政力指数が0.44と、決して豊かではないと思っておりますが、必要な予算は必要な都度、計上してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 予算の査定のことをお伺いされているのかと思うんですけども、今回はあくまで予算ということでございますので、またこの成果につきましては次につなげていくように生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

まずこれが、平成29年度御宿町一般会計補正予算案（第2号）という表題になっているんですね。先ほど第1号というのを審議させていただきまして、結果的には議決になったということなんですが、まずこれがよくわからないんですね。

先ほど財政の組み立ての問題ですか、副町長、ご答弁いただいたわけでありましてけれども、趣旨については、前段者から幾つか質問があって、改めてお伺いをいたしました。先般、議員協議会で説明を受けた内容を改めて口頭で説明を受けたものであると理解しております。また、この244万円につきましても、同様の説明であろうというふうに理解しておるわけですが、なぜこのような事務になったのか、経過について、そもそもどういことが発端で、こういう最終的な同一議会における一般会計補正、第2号となったのか含めまして、納得いただける説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 補正予算（第2号）議案ということで提案させていただきました経緯でございますけれども、1号議案の予算案につきましてご提案させていただいた段階におきましては、予算の内容について、まだ皆様にきちんとご説明できる内容まで詰められていなかったということで、時間的に間に合わなかったために、追加でこの議案を提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 補正の第2号というのはそういうことだろうと思いますけれども、今、副町長が、若干経過について、このわずかな部分を説明いただいたと思うんですが、私が聞きたいのは、これは副町長じゃなくて町長なんです。なぜこういう事業をご提案をするのかと、時系列で説明していただきたいんです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 経緯については、ある程度、昨日ですか、また前回もご説明させていただきましたけれども、3月に、テカマチャルコ市からあるいはアカプルコ市からお客さんが見えまして、またテカマチャルコ市のお客様については、市長の特使として親書の内容をお持ちになっていただいたと。そして8月にエキスポフェア、またモーレフェアが開催されるということの中で、ぜひこの機会を通して、日本文化、あるいは御宿の文化、産業面においても、ぜひ姉妹都市としてPR願いたいというような内容でございました。

そこから発しているわけですが、なかなか時間的な部分におきましては、いろいろな項目について詰めといいますか、最終的な結論を出すのに少し時間がかかったということで、今、副町長が申し上げましたけれども、1号補正予算になかなか間に合わなかったと。そして、1号補正予算に掲載するためには、やはり皆様方へのいろいろな面でのご説明も必要だということは当然のことなんです。おおよそ2回ほどご説明をさせていただきましたけれども、そういった説明する期間も非常に、大変事務局にも事務局長にも申しわけなかったと思っているんですが、いろんな面で少しご無理を申し上げまして説明をさせていただいた経緯がございます。

それはやはり、私としましては、このたびのこういった補正予算のご提案については、今、非常に重要な時期であると、この訪墨については非常に私は重要であるという考えの中で、この第2号補正予算をご提案させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町長が、テカマチャルコ市長の要請がございましたね、文書。議会のほうにも配付いただいたわけでありますけれども、それについて、訪問したいというふうにご決意をされたのはいつごろなんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと明確ではないんですけれども、5月の中旬ぐらいでは——その前に、やはり行くからには、向こうから親書をいただきましたけれども、やはりある程度、突然行くのも、当然あちらの方もいろいろな準備等があると思いますので、意向をテカマチャルコ市のほうへ伝えたのは5月10日ぐらいから、あるいは5月中旬ぐらいじゃなかったかと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

5月、たしか改めて親書と申しましょうか、それも議会のほうに配付いただいているわけでありますけれども、3月中旬、17日でしたか、たしか。町長室に特使が参られて、懇談されたのが、そうですね。そのときに、書面で市長からご招待があったということですよね。そういう書類もコピーをいただいておりますけれども、それをどう判断するかと。最終段階は、それはわかりますよ。もっと早い段階で、これについてどうするかということのまず協議があってしかるべきだったんじゃないでしょうか。じゃ、行くか行かないか、どういう対応をするのかと、構想でいいと思うんですね。それは予算が必要になれば議会の承認案件になると思いますので、一応議会と相談というのが順当だと思うんですね。一定の方向性の確認があれば、それで相手様と第1段階の協議を行うということが普通じゃないですか。

それともう一つ、先ほども質問が出ましたけれども、たしかこれ、国際交流関係、予算だけでも500万円前後ですよね。それから、先ほどからずっと、きのうからありますけれども学生交流、これは職員をして行うということでございますので、職員のこれは人件費も当然かかっているわけですよね。だから、ざっと見積もっても、両方で私は1,000万円ぐらいは最低かかってしまうんじゃないかと、素人目に見てもそう思うわけであります。

そういうところの中で、町長、もう一つお伺いいたしますけれども、これは町長のホームページです。いわゆる新年度の所感でありますけれども、ご挨拶、これは前回も取り上げさせていただきましたけれども、「全ては町民のために」と。「町民の皆様の幸せ実現のため全身全霊を傾注します」というご挨拶の中で、「こどもは町の宝 子育てと教育の町」ということで

うたわれていますよね。

では、先ほども取り上げられておりましたけれども、オーストラリアとの交流です。御宿中学校オーストラリア海外研修実施要綱、これは平成10年10月2日につくられている要綱ですけれども、中学2年生を対象とすると。オーストラリア、ブリスベン、シドニー、当該旅費に係る費用の2分の1を町が補助する。これは大きな成果を上げていたと私は伺っております。これもやはり、家庭の経済的な逼迫もある中で、応募者がなかなか集まらないということもいろいろあった中で、最終的には、今、多分実施されていないと思うんですね。でも要綱はきちんと残ってございます。

海外の子どもたちも大事ではありますが、じゃ、御宿の子どもたちはどうするんですか。そうしたものは、どうこの予算の中で参酌されているんですか。これがないんだったらわかりますよ。これ、けさ印刷したものでございます。多分抹消していないと思うんですね。

それから、もう一つございます。今、今度の事業の形態についてご説明いただきましたが、御宿町交流事業等補助金交付要綱というのも、これもございます。これは、国際交流事業、アカプルコ姉妹都市交流事業、海と山の子交流事業、野沢温泉村姉妹都市交流事業ということで、要綱第2条に掲げる事業というふうにうたわれてございます。今度のこの事業と、私は全く、これは使えると思うんですね。ここの要綱は。

じゃ、この3月ですから、時間があつたわけです。関係団体、個人も含めて、こうしたことにくみ上げというのは考慮はなさらなかったんですか。これ、使えるじゃありませんか。使えないですか。そうしたら、全くこのあれは違ったものになりますよ。少なくとも、きのういただいたこの事業計画、私はこれと違うものになると思うんですね。まさに町民が主体となった、町民が主役の事業になったわけじゃありませんか。

行く中身は同じだと思いますよ。くみ上げが違うと思うんです。そのための要綱を、これは27年に改訂されております。これ、平成10年に交流事業というのは交付要綱をつくられたわけでありましてけれども、改正が27年10月9日、告示第43号ということでございますので、これは町長名で発布されたということですよ。それとも、これは町長印が入っていないんですか。そうしたものが参酌されて、海外の国際交流という中で海外の子どもたちの受け入れ、それから町内の子どもたちということになるんじゃないでしょうか。

そういうものがどう参酌されたのか。その中で、最終的にこういう結論に至りましたと、多少時間がかかりましたので、副町長、先ほどご説明いただきましたけれども、補正第2号として提案させていただきますということならわかるわけでもありますけれども、その辺のところ

はどういうふうに精査されたのか、説明いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿の子どもたちの国際感覚の醸成ということにつきましては、国際交流事業を行うにあたりましては、当然念頭にあります。今後どういう展開をしていくのかということについては、しっかりと考えていきますが、いろいろな面で、やはりご指摘のとおり、地元の御宿町の子どもたちの国際交流事業への参加、あるいは感覚の醸成、それはやはりこれからの当然の課題でございます。

また、今回の旅費等の内容につきましては、先ほども説明がございましたが、これまでの渡墨といいますか訪墨、あるいは使節団のそういった訪問、そういうことの経験の中で見積もりをいただきまして、このような内容に決定させていただいたということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

総合計画の指針と違うんじゃないかということを私は申し上げているんです。総合計画の指針にきちんとうたってあるわけじゃありませんか。繰り返しませんよ、内容については。先ほど発言いたしましたから。

なぜこういう町執行の事業になってしまうんですか。ですから、3月でしょう。時間はあったわけじゃありませんか。議会と最終調整は構いませんよ。そうしたものがきちんと事務として整理されて、町長、御宿の子どもたちは大事だとおっしゃいましたけれども、どういう説明をされたんですか。町長、給食までいただいていますよね、学校まで行って。違いますか。学校議会、子ども議会もやられているじゃありませんか、2年に1回ですけれども。ふだん接しているんじゃないですか、子どもたちと。

これ、個人のお金じゃないですよ。町の税金ですよ。違うんですか。何のために使うかという、法定外費用じゃありませんか、これ。違いますか。法定事務は何なんですか。そういう質問、答弁を求めるといふことなんですか。

自治法に決まっていますよね。書かれていますよね、税の目的。ただ、それにおいて、町において執行できないわけじゃありませんよ。先ほど一般質問で、町民の暮らしの問題をたださせていただきました。基本的には町長もご認識は同一だというふうに私は理解をしています。きちんと説明ができるようにしてくださいよ。今後やりますということで、町民にどう我々が説明できるんですか。大事じゃないと言っているわけじゃないんですよ。じゃ、先ほど申し上げましたけれども、この御宿町交流事業補助金、これを使って団体・個人が申請して、こうし

た事業を展開することは不可能なんですか。これ、どこで出しているんですか、所管は。その解釈についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびの、この国際交流事業を私が決断いたしましたのは、やはりこの今の時点において非常に重要であるという判断の中で、費用対効果を考えた中で、これだけの公費といいますか、財源を使いますけれども、それ以上の効果をなし得ると、なし得なければいけないという私の判断の中で、このような内容を提出させていただいたわけでございます。

（石井議員「議長、私の質問に答えていない。答弁は受け付けない」と呼ぶ）

（「議長、休憩」「議長、休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午後 6時12分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時27分）

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） お時間ありがとうございました。

今ここに、御宿町交流事業補助金交付要綱とございますが、これは一般的には町民の皆さんを対象とした内容となっておりますが、このたび町が主導して、このような、今までご説明させていただいた事業を展開しようということでございます。

石井議員さんのご指摘もよくわかります。今後よくご提案、ご意見の内容を吟味しながら進めてまいりたい。このたびは少し、ちょっと趣旨が違いますということで、この補助金交付要綱は適用してございませぬけれども、今後ともいろんな面で研究をしていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

活用できるわけですね。私、そのことを聞いているわけですよ。この御宿町交流事業補助金交付要綱というのは、今般の事業にも——考え方ですよ。具体的に言えば、一定の団体、個人がこれに基づいて、町長、今提案があった内容について、同様の例えば事業を申請されたと

すれば、これで使えるということだと思えますよ。そのことを確認しているんです。

この政策判断をするかしないかというのは、それはまた町長、あるわけでありますから、それはそれでまたもう一つ議論があるわけですがけれども、こういうことを町がつくって、先ほど、もう読みませんけれども、入っているわけですよ。ここに該当するようなものに使えると書いてあると思えますね。私が勝手にそう解釈するんですか。それだけ聞いているんです、私は。

○議長（大地達夫君） 3回目ということで、回答をお願いします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘をいただいておりますが、先ほど申し上げましたいろいろな事情もございまして、時間も含めましてございましたので、今回はこのようにさせていただいたということでございます。

○10番（石井芳清君） 私の答弁にきちんと答えてないじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 3回を過ぎたということで、先に行かせていただきます。

○10番（石井芳清君） じゃあ、次。もう一つ、先ほどの国際交流協会のことですがけれども、ちょっとインターネット上の事案について伺います。

ちなみに、千葉県の御宿町国際交流協会を紹介するページがございます。ここにどのように載っているかと申しますと、御宿町国際交流協会の概要、団体所在地、千葉県夷隅郡御宿町須賀1522、代表者、石田義廣氏となっております。これは、ちなみに県全体なんでしょうけれども、平成28年3月9日更新日とうたってございます。これ、けさ印刷したものでございますので、合っているか違っているかは知りませんよ。

それからもう一つ、これ千葉県のちば国際コンベンションビューローというところで、これは御宿町国際交流協会がやはり紹介されています。これは同意書と審査が必要だというふうにうたってございます。ここはですね、代表者氏名、会長、御宿町町長、石田義廣、設立年月日2000年2月1日となっております。

それで実はもう一つインターネット上に掲載されておまして、これはいわゆる日本財団の関連の団体のホームページでございます。こちらには、これは更新日が2012年6月8日というふうな記載になってございます。ここは代表役職者氏名、会長、土屋武彌氏となっております。

私、ここで非常に不思議に思うのは、設立年月日が1999年2月1日という記載になってございます。これはこの係る団体の補助金申請をしたということでの平成22年日本財団130万円、それから事業として町から135万円の補助金、これはメキシコ、スペイン大使館との交流、ア

カプルコ市姉妹都市との交流でということで事業説明がなされてございます。

私、幾つか記載上の指摘をさせていただきました。任意団体でございますので、それがどうこうということを言っているわけじゃありませんが、少なくとも千葉県関係についてはきちんと、もし正しくないのであれば精査すると。これ、県民、国民に広く広報されているわけですよ。そうすると、今までここで説明を受けたものとちょっと違うんですね。

それは、事務局が一番新しい書類をもって私たちに説明をしているというふうに思いますので、事務局の説明は正しいものというふうに解釈いたしますが、こうした、要するに準公式ですよ。こうしたものの扱いについて、町はどのように理解をしているんですか。国民の皆さん、県民の皆さん、これを見て判断いたしますけれども、これでよろしいんでしょうか。今度は事業の信憑性について疑念が残るんですけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今ご指摘の資料について手元にはございませんが、ちょっと内容を見ないとよくわかりませんので、申しわけございませんが、今はそれに対するご答弁を控えさせていただきます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

では1つだけ、設立年月日について、2000年なのか、1999年なのか。

それともう一点、これ、一時町長が代表、会長というんですか、代表者名になっていたと思うんですが、そういうことがあったんでしょうか、過去に。それと現在、では土屋氏ということ承っておりますけれども、改めて設立年月日、それから代表者がどのように推移していったのか、最終的な代表者について、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ごく短期間ですが、一時あったと記憶しております。

（石井議員「委託事業じゃないんですか。答えられない団体に支出するんですか。おかしいですよ」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 1999年2月1日に規約ができておりますので、1999年が合っている年数です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、瀧口義雄君。

○1 番（瀧口義雄君） 1 番、瀧口です。

いろいろと話が出ていますけれども、まず1点、3月17日に来て、町長が決断したのが5月中旬だというのはわかりますけれども、余りにもあらっばしいんじゃないですか。僕は、補正はそういう制度がありますからいいんですけれども、今日ですよ。災害とか緊急事態なら、これはわかりますよ。こんなあらっばしい世界がどこに行ったらあるんですか。3月17日に来て。それで、もっと詳細なのは土屋氏のところへいろいろと届いているのも承知していますよ。決断したのは5月だと。5月だったら、議運はいつやったんですか。計算式はできないと。課長に聞きますけれども、この計算式をしたのを業者に旅費とか聞いたのはいつなんですか。

それと旅費ですね。旅費に対して、大体26万5,000円が飛行機代と、あともろもろあると。もろもろある中でパック旅行だということですよ。パックで1人53万円。あなたも町長も、誰が行くかわからない議員と、これは、あなたは公務員、ほかは特別職公務員という中で、旅費規程で行ったと思うんですよ。旅費規程は14条ですよ。14条の中で、国家公務員に準ずると。34条、35条でございますね。メキシコは丙地区ですよ。その計算式でチケット代をどう計算したのか。それと宿泊費、交通費、食卓費で、3人違いますから。2人は同じ。それは違いますから、その計算式をまず教えてください。パックに53万になった形、向こうの交通費も含めて旅費ですから。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先に旅費の計算のほうをお答えいたします。

条例でございます。議員のおっしゃるとおり、条例の中の費用の中で国家公務員の例ということで、先ほど議員もおっしゃられたとおり、旅費と宿泊費と日当等々、その条例に合わせて計算をしていくというところはそのとおりでございます。この見積もりについて、パックの見積もりについても同時期に計算をして、これは国のほうのマニュアルの中で、平成28年12月に旅費業務に関する標準マニュアルというものがございまして、できる限りその計算だけではなくて、パックのほうの方が安い場合があるので、安い場合はパックのほうを利用しなさいよということで国のほうの規程がございまして、それを準用して、今回同じような計算をして、パックのほうの方が安かったので、53万円ということで今回計上させていただいております。

○1 番（瀧口義雄君） 答弁になってないよ。議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） 1 番、瀧口義雄君。

○1 番（瀧口義雄君） はい。では、パックの計算と、その国家公務員の旅費規程と、どのく

らい違うんだと。

もう一つ、今、石井議員も言われましたけれど、隣にいる人もメキシコに行っている。共通経費を除いて全部自費ですと。テカマチャルコの調印式に土屋さんは出ているんですよ、会長として。これは自費で行っていますよ。今回と、この落差。彼も当時の国際交流協会の会長として紹介されています。今回は公費だと、この違いは何ですか。今回は物産展ですよ、招待がありながら。前は大切な調印式ですよ。それで一般の人は全部自費でございますよ。この落差は何ですか。私は、当時35万かかったと思う。さかのぼって返してやってくださいよ、こんなやり方するんなら。誰も国際交流云々言っていないんですよ。

それと、もう一つは委託費ね。石井議員が言われたような形だったら旅費で出ていますよ。委託費、これ明らかにブース運営費と言いながら旅費の流用じゃないですか。明らかに旅費とわかっていて、それは運搬するとかなんとか、そこでやるというこじつけをやって、旅費の流用ですよ、明らかに。じゃ、こういうものは郵送するのか、手で持って行くのかと、その辺も聞いていないし、じゃ、レセプションの費用、3回ありますけれども、これがどこ入っているのか、今わからない。

それと町長、費用対効果という言葉が出ましたけれども、僕らは国際交流は費用対効果じゃないと思っています。やっぱり友好親善で、教育と同じで、金がかかっても、これは必要不可欠な支出だと思っています。確かに岩の井さんと、物産展かもしれないですけども、費用対効果と言ったら、じゃ、費用対効果を出してくださいよ。それと、それならば、先週、あるいはつるし雛……。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員、運賃の差異について答弁できるそうですから。

○1番（瀧口義雄君） そうですか。じゃ、今のは質問として置いておいてください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは算出した金額ですが、宿泊料、航空費——航空費が実費ということになっておりますので、航空費は一旦うちのほうで計算したのは、一番インターネットで安い金額ということですので、ちょうどパックの料金とそんなに変わらなかったということもありまして、あとは日当ですね。日当と、通訳代とか車代というのも実費になりますので、そういうものも全部含めて7,000円前後の差額が出ているというところでございます。

（瀧口議員「答えになっていない。議長、はっきり答弁させなよ。いいですか」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

旅費規程の中でパックのほうが安いと。あなたと特別職と計算値が違うんですよ。だから、その計算値が違ってパックのほうが安いと。日当も出してくださいよ。あなた、計算したんだって言うから。議員に日当がつくのかい。町長は計算式がある。あと課長もあるかもしれないけれども、議員に日当なんかつくのかい。これは出張にあたるのかい、視察なのかい。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、町長の宿泊費が9万3,000円、これは5泊でございます。あと日当が3万3,150円で、航空運賃が、日本からメキシコまでが18万9,890円で実費ということでございます。あと、メキシコシティからアカプルコの飛行機代というものが3万3,280円です。通訳代と車代がトータル18万7,500円で、トータル53万6,820円ということです。

一旦、議長も同じ金額ということになっております。これは国家公務員の丙の部門のところ、これは中南米の国に行った場合の費用ということで区分けされておりますので、そこを拾ってきたものがこの金額ということです。

職員につきましては、その下のランクで宿泊料が8万1,000円。航空運賃は一緒でございます。日当が2万9,250円で、メキシコシティ、アカプルコ間の航空運賃が3万3,280円で同額です。通訳代と車代が合わせて18万7,500円ということで、職員につきましては52万920円ということで、若干53万円を割るような形でございましたが、全体的に見ると159万4,560円ということで3人分になります。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 議長ではなくて、議員なんですけれども、議員に日当がつくのですか。これは出張なのか、それとも視察なのか。議員が日当がつくって話は聞いておりませんけれども。出張しなくても視察でも、報酬はもらっております。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） うちのほうの算出が、議員さんということで算出をしておりますので、3名のうち上級職が2名で、職員が1名ということでの算出をしたということで、日当をつけてあるということですね。これはあくまでも予算をとるための算出ということで出させていただいております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） だって、使わないものをつけて計算すること自体がおかしいじゃない

ですか。上級職じゃなくて特別職ですよ。特別職のところで見るんですよ。あなたはちゃんとその計算はわかっています。あなたは公務員ですからね、町長、副町長は特別職ですよ。議員に日当がつくなんて、報酬が払われて、今まであったのかと。

じゃ、テカマチャルコに調印に行ったときに、あれは議長が行っていますけれども、そこまで言わなかったけれども、日当がついたんですか。日当なんかつかないよ、議員はどこ行って。だから計算式が違っているんだよ。

それと、今言ったように、今まで国際交流協会の会長として大切な調印式に行ったときも自分の金です。今回は物産展ですよ。招待とありながら毎年やっていると、それが公費だと。この落差は何なんですか。行った人いっぱいいますよ、今まで。それは全部、共通経費を除いて全部自己負担ですよ。

国際交流をやっちゃいけないとか、誰も一言も言っていない。金の支払いについて明確な方針を出してくれと言っているんですけども、出ないじゃないですか。今度は特別にそういう形で出ていくと。これは完全に流用ですから。

それと、もう一点ね。物品、もう一点言いますけれども、今これは前に言われた手で持って行くのか、郵送なのか、その辺と、この予算が出てきましたから、ブースPR物品。町長は口走りましたけれども、費用対効果という形なら、これは民間の物を税金で買って持って行くと。俺はお土産ならいいと思っているんだよ。テカマチャルコと、そういう関係者に日本酒を持って行くとか、そういうものは了解しています。ただ、これは物産をやって、メキシコにその活路を見出すと。あなたは費用対効果と言ったんだから、これは費用対効果を聞かなければいけない。1回行って費用対効果が出るような話ですか。滝口議員が言っているように、これは継続的に事業としてやるんなら、どういう方針を持つかというものを、石井議員も言っています。ないじゃない。1回行って後は行きませんと、これはただの遊びだよ。費用対効果、じゃ、視察に行った後、今後どうなるかという計算をしてくださいよ。それと、そういう産業に対するものだったら、この清酒を出すところ、もらいなさいよ。

それともう一つは、産業の企業で事業をやっているんですから、応分の負担をもらいなさいよ。それが当たり前ですよ。僕は国際交流だと思っているからいいと思う。あなたが費用対効果と言ったから、お酒を出しているところ。つるし雛は土産なんでしょうけれども、それは言わなくていいですよ。清酒のものところに、どのくらい持って行くのかわからんですけども、それはそこの会社のための販路拡張の話だから、費用対効果とあなたが言ったんですから、それはもともと金と応分の負担金をもらいなさいよ。僕は、国際交流だという形のものならそれはいい

いと思うんですけれども、あなたは費用対効果と口走ってしまった。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の中で、旅費は国外旅行の場合は、特別職の職員の旅費については別表第2のとおりで、第5条で「この条例に定めるもののほか、給与及び旅費に関しては一般職の職員の例による」ということをございまして、一般職の旅費の規定の中に国外旅行旅費ということで、これにつきましては国家公務員等の旅費に関する法律に規定する国家公務員の例によるということになっております。

算出の中で指定職の職務にある者というところに、町長と議員さんということで、これにつきましては宿泊料と日当ということで定めがございまして。ただ、これはあくまでもパックの比較をするための日当も含めての比較の金額になりますので、前回の調印のときに渡墨した際のあの金額もパックの料金になります。なので、日当等を比べているだけで、日当はいただいておりますので、パックの中の費用として前回も行っている。

次に国際交流協会長が前回行ったという話ですが、あれはあくまでも使節団の一員として、ご自分でその趣旨に賛同されて、使節団の中の一員として出席しておりますので、全て向こうのイベントにつきましては、その使節団の人たちもあわせて参加しているような形でございますので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろなご意見をいただいておりますが、先ほどの費用対効果ということにつきましては、私が申し上げた意味は、すぐに実際の話、これだけの予算を使って出ることではございませんけれども、しっかりと将来にわたって大きな効果が出るように努力させていただきたいということで申し上げます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 6 号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第 4 号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第10、請願第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第 4 号は、会議規則第92条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第 4 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(2 番 北村昭彦君 登壇)

○2 番(北村昭彦君) 2 番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央 4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は、括弧内のとおりです。

会長、齋藤晟。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

本請願は、国民にひとしく義務教育を保障するために、地方財政の下支えをしている義務教育費国庫負担金制度を堅持するため、意見書を政府及び関係行政官庁へ提出することを求めるものです。

詳細な内容につきましては、添付の請願書写しのとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本請願に関しましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、大野吉弘君から、追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（大地達夫君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号、平成29年6月15日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由は、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

お手元の意見書案は、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るために、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める意見書を、地方自治法第99条の規定により政府及び関係行政官庁宛てに提出するものです。詳細は配付した意見書案のとおりです。

よろしく願います。

○議長(大地達夫君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第11、請願第5号 「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第5号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第5号 「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は、括弧内のとおりです。

会長、齋藤晟。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

本請願は、教育や安全確保等の課題が山積している中で、子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があることから、国の平成30年度教育予算拡充に関する意見書を政府及び関係行政庁へ提出を求めるものです。

詳細な内容については、添付の請願書写しのとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) 本請願に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

請願第5号を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、大野吉弘君から、発議第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（大地達夫君） 追加日程第2、発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第2号、平成29年6月15日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由については、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

お手元の意見書案は、地方の厳しい財政状況の中、日本の教育現場が抱えるさまざまな問題、課題に対応し、充実した教育を実現するためには国からの財政的支援が不可欠であるため、国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書を、地方自治法第99条の規定により政府及び

関係行政機関庁宛てに提出するものです。

なお、先ほどご採択いただきました請願にある7項目について、意見書へ列挙させていただいてございます。詳細は配付した意見書案のとおりです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は、挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成29年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、報告2件のほか、6議案についてご審議をいただきましたが、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

これから御宿町は観光シーズンを迎えます。お越しになる多くの観光客の皆様にご事故なく、御宿の夏を楽しんでいただけるよう努めてまいります所存でございます。議員の皆様方におかれましてもよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げますとともに、時節柄健康には充分にご留意されまして、ご活躍されますようお祈りを申し上げます。

閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

（石井議員「議長、議事について発言があります」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先ほど意見書が採択されましたが、文面に不適切な部分がありますので、適正に改訂をしてから提出していただくことを議長に求めます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 正式に直してから提出するということをご理解ください。

どうもありがとうございました。

議員各位には非常に慎重に審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただきました。円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、平成29年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 7時08分）